

<高等裁判所における刑事訴訟事件(控訴審)の審理の状況>

4.1 刑事訴訟手続(控訴審)の流れ

【図1】

刑事控訴審の訴訟手続の流れについて、ごく簡単に説明する。

4.2 刑事控訴事件の概況

○ 刑事控訴事件の概況

【表2～表5】

刑事第一審全体での控訴率は1割であり(【表2】)、ほとんどが被告人側控訴による。控訴理由は量刑不当の割合が最も多い。事実誤認及び訴訟手続の法令違反・法令適用の誤りを理由とする控訴は、検察官側が相対的に多くなっている(【表3】)。

控訴審の結果について見ると、被告人側控訴では、控訴棄却が過半数を占めているのに対し、検察官控訴では原判決破棄で終局しているものが多い。また、被告人側控訴事件の中には取下げにより終局しているものが少なくないのに対し、検察官控訴については取下げがほとんどない(【表4】)。検察官控訴が被告人側控訴に比べて著しく少ないことと併せて考えると、検察官は、控訴する事件をある程度慎重に選択していることがうかがわれる。

前回の報告書に掲載した平成16年度の地方裁判所における第一審のデータと比較すると、平均審理期間はほぼ同じであるものの、平均開廷回数や平均取調べ証人数はいずれも下回っている(【表5】)。これは、前記のとおり、控訴審が事後審であるため、証拠調べの範囲が限定されていることによるものと思われる。

4.3 刑事訴訟(控訴審)において審理期間に影響する要素

○ 審理期間について

【図6】

控訴審における審理は、過半数の事件が3月以内に終局しており、審理期間が2年を超える事件はほとんどない(【図6】)。第一審と比較して1月以内に終局した事件の割合が多くなっているが、それは、取下げで終局する事件があるためと推測される。

○ 開廷回数について

【図7】

控訴審では、9割を超える事件が開廷回数2回以内で終局している(【図7】)。これは、控訴審では、控訴趣意書に記載された控訴理由を踏まえて第一審の記録を検討した上で審理に臨む上、事後審としての性格から、証拠調べの範囲が限定されており、大部分の事件が第1回公判期日において終結し、第2回公判期日において判決を言い渡していることによるものと思われる。

○ 審理期間と開廷回数との関係について

【図8, 図9】

第一審と同様に、開廷回数が多い事件ほど平均審理期間が長く(【図8】)、また、審理期間が長い事件ほど平均開廷回数が多くなっており(【図9】)、控訴審においても、開廷回数と審理期間とは比例的な関係にあるといえる。

○ 控訴申立者と審理期間及び開廷回数との関係について

【図10, 図11】

被告人側控訴事件よりも、検察官控訴事件の方が平均審理期間が長く(【図10】)、平均開廷回数も多くなっている(【図11】)。これは被告人側控訴事件では、前記のとおり、控訴取下げにより終局するものが少なくないのに対し、検察官控訴事件では、控訴取下げにより終局したものがほとんどない上、原判決破棄による終局の割合が多く、事実の取調べに期間を要するものが少なくないためと思われる。さらに、双方控訴事件は、検察官控訴事件よりも平均審理期間が長く、平均開廷回数も多くなっている(【図10, 図11】)。これは、双方から控訴が出ることで調査すべき控訴理由が増えることがその一因と思われる。

4.4 証拠調べ手続と審理期間等の関係

○ 取調べ証人数の分布

【図12】

取調べ証人数の分布を見ると、9割近い事件が証人なしで終局している(【図12】)。これは、控訴審が事後審であり、基本的に第一審で取り調べた証拠に基づき第一審判決の当否を判断することによるものと思われる。

○ 審理期間別の取調べ証人数の平均及び分布

【図13】

控訴審においても、審理期間が長い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなっている。また、取調べ証人数の分布を見ても、審理期間の長い事件ほど、証人なしの事件の割合が減少する反面、証人数の多い事件の割合が増加している(【図13】)。

○ 開廷回数別の取調べ証人数の平均及び分布

【図14】

控訴審においても、開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなっている。また、開廷回数別の取調べ証人数の分布を見ても、開廷回数の多い事件ほど取調べ証人数の多い事件の割合が増加している(【図14】)。

○ 取調べ証人数別の審理期間の平均及び分布、開廷回数の平均及び分布【図15, 図16】

大まかな傾向としては、証人数の多い事件ほど平均審理期間が長く、平均開廷回数が多くなっている(【図15】)。証人数別の審理期間の分布を見ても、取調べ証人数の多い事件ほど審理期間の長い事件、開廷回数の多い事件の割合が増えている(【図16】)。

4.5 控訴理由と審理期間等との関係

○ 控訴理由と審理期間・開廷回数との関係 【図17～図19】

量刑不当を理由とする事件の平均審理期間は、それ以外の事件の平均審理期間と比較して短く、平均開廷回数も少ない(【図17, 図18】)。取調べ証人数は、控訴理由の違いによる差異はほとんど見られない(【図19】)。

○ 控訴理由と事実の取調べの行われた人員及びその内容との関係 【図20】

量刑不当を理由とする事件では、事実の取調べが被告人質問のみであった事件の割合が比較的多くなっている(【図20】)。

4.6 控訴審の結果と審理期間等との関係

○ 控訴審の結果別の審理期間, 開廷回数, 取調べ証人数との関係 【図21～図23】

控訴審の結果が、破棄自判, 破棄差戻し・移送の事件は、控訴棄却の事件よりも平均開廷回数が若干多くなる傾向が見られる。ただし、分布にはほとんど差がない(【図22】)。また、平均取調べ証人数にもほとんど差がない。分布を見ると、いずれも証人数なしの事件の割合が大半を占めている。ただし、破棄自判の事件では、複数の証人を取り調べた事件も相当数あることが注目される(【図23】)。

○ 破棄理由と審理期間, 開廷回数, 取調べ証人数との関係 【図24～図26】

破棄で終局した事件では、全体に平均審理期間が長い、中でも訴訟手続の法令違反, 事実誤認を理由として破棄した事件の審理期間が長くなっている(【図24】)。開廷回数については、事実誤認を理由として破棄した事件が、他の理由による破棄事件のそれよりも多くなっており、分布を見ても、事実誤認による破棄の場合には、多数の開廷を要した事件の割合が多くなっている(【図25】)。取調べ証人数は、事実誤認による破棄の事件の平均が、他の理由による破棄の事件のそれよりも若干多くなっており、分布を見ても、事実誤認による破棄の事件では、複数の証人を取り調べた事件がその他の理由による破棄の事件よりも多くなっている(【図26】)。

4.7 まとめ

刑事事件の控訴審においては、その事後審としての性格から、大多数の事件は開廷回数2回で迅速に審理されていること、原判決を破棄する事件、特に、事実誤認を理由として破棄する事件では、複数の証人を取り調べるなどして、審理期間がやや長くなっている事件もあるが、審理期間が1年を超えるものは破棄された事件全体の中では極めて例外的であることが読み取れる。

4.8 経年変化

○ 平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔等の経年変化 【図27～図28】

平成年間に入って、平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔のいずれもが漸減傾向を示しているが(【図27】)、開廷回数と開廷間隔の双方が漸減することにより、審理期間も漸減したと言えるのではないかと思われる。平均取調べ証人数は、昭和60年代以降減少傾向をたどっており、最近の数期間は昭和50年代の半数以下となっている(【図28】)。

○ 新受人員と平均審理期間の経年変化 【図29】

控訴審の新受人員は、第一審とほぼ同様に、平成5年以降一貫して増加傾向を示しているが、平均審理期間がこの間も漸減していることが注目される(【図29】)。

○ 審級別の平均審理期間の経年変化 【図30】

第一審の審理期間、控訴審の審理期間とも、短縮傾向を示している。第一審裁判所が終局から記録送付までに要する期間には大きな変動は見られない(【図30】)。

4.9 事件数や審理期間に関する地域的状況 【図31～図33】

控訴事件の既済人員数の地域的分布は、第一審事件の既済人員数の分布とほぼ同様となっている(【図31】)。

控訴事件の平均審理期間、平均開廷回数については、各地でそれほど大きなばらつきにはなっていない(【図32】、【図33】)。

以 上

高等裁判所における刑事訴訟事件（控訴審）の審理に関する統計資料

※ （ ）内のページ数及び図表の番号は、図表に対応する迅速化検証報告書（平成17年7月）中の地裁第一審訴訟事件に関する図表の掲載ページ及び図表番号を示したものである。

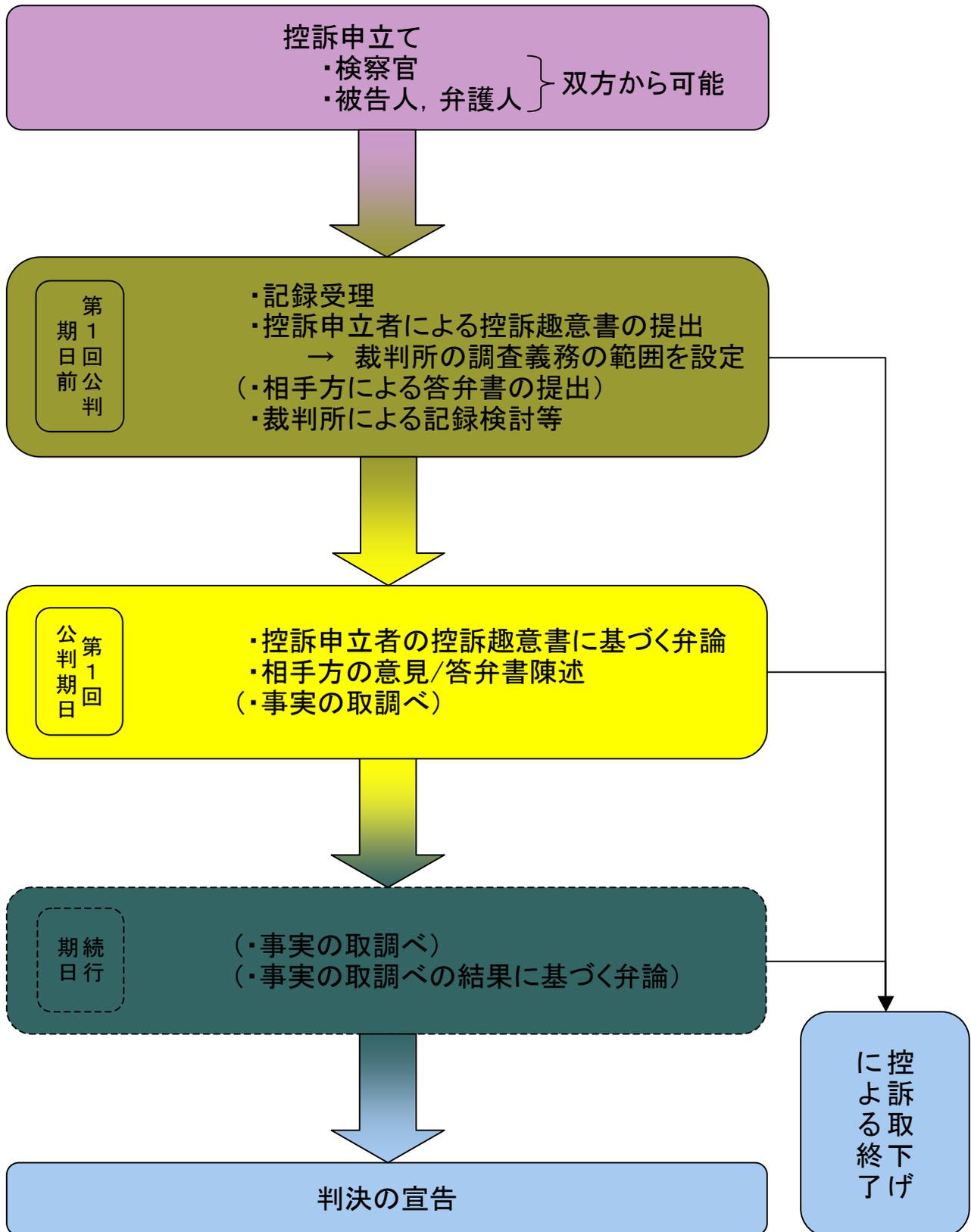
- 【図 1】 刑事控訴審の手続の流れ
- 【表 2】 申立人員及び控訴率（地裁・簡裁）
- 【表 3】 申立人別控訴申立数・控訴理由別内訳
- 【表 4】 申立人別結果
- 【表 5】 刑事控訴審事件の概況データ（平成18年）（※ P164-表 3）
- 【図 6】 審理期間の分布（平成18年）（※ P166-図 5）
- 【図 7】 開廷回数の分布（平成18年）（※ P167-図 6）
- 【図 8】 開廷回数別平均審理期間（平成18年）（※ P168-図 7）
- 【図 9】 審理期間別平均開廷回数（平成18年）（※ P169-図 8）
- 【図 10】 控訴申立人別審理期間の分布（平成18年）
- 【図 11】 控訴申立人別開廷回数の分布（平成18年）
- 【図 12】 取調べ証人数の分布（平成18年）（※ P172-図 13）
- 【図 13】 審理期間別取調べ証人数の分布（平成18年）（※ P173-図 14）
- 【図 14】 開廷回数別取調べ証人数の分布（平成18年）（※ P173-図 15）
- 【図 15】 証人数別審理期間の分布（平成18年）（※ P174-図 16）
- 【図 16】 証人数別開廷回数の分布（平成18年）（※ P175-図 17）
- 【図 17】 被告人の控訴理由別の審理期間（平成18年）
- 【図 18】 控訴理由別の開廷回数の分布（平成18年）
- 【図 19】 控訴理由別の証人数の分布（平成18年）
- 【図 20】 控訴理由別の控訴審における事実の取調べの行われた人員とその内容（平成18年）
- 【図 21】 控訴審の結果別の審理期間の分布（平成18年）
- 【図 22】 控訴審の結果別の開廷回数の分布（平成18年）
- 【図 23】 控訴審の結果別の証人数の分布（平成18年）
- 【図 24】 破棄理由別の審理期間（平成18年）
- 【図 25】 破棄理由別の開廷回数の分布（平成18年）
- 【図 26】 破棄理由別の証人数の分布（平成18年）
- 【図 27】 平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の推移

(※ P207-図 65)

- 【表 27 の 2】 控訴審における事実の取調べの実施状況
- 【図 27 の 3】 控訴審における事実の取調べの実施状況（割合）
- 【図 27 の 4】 控訴審における事実の取調べの実施状況（人員）
- 【図 28】 平均取調べ証人数の推移(※ P208-図 66)
- 【図 29】 新受人員と平均審理期間の推移(※ P210-図 69)
- 【図 30】 審級別の平均審理期間の推移
- 【図 31】 高等裁判所別事件数の状況(※ P219-図 87)
- 【図 32】 高等裁判所別審理期間の状況(※ P219-図 89)
- 【図 33】 高等裁判所別開廷回数 of 状況(※ P221-図 91)

【図1】

刑事控訴審の手続の流れ



【表2】 申立人員及び控訴率(地裁・簡裁)

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決人員	控訴申立人員	控訴率 %	判決人員	控訴申立人員	控訴率 %	判決人員	控訴申立人員	控訴率 %
18	86,495	8,626	10.0	73,563	7,857	10.7	12,932	769	5.9

(注) 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。

【表3】 申立人別控訴申立数・控訴理由別内訳

区分 年次	終局人員	被 告 人 側							検 察 官 側						
		控 訴 申立人 総 数	刑訴法 377条 ・ 378条	訴訟手続 の法令違 反 (379条) 法令適用 の誤り (380条)	量 刑 不 当 (381条)	事実の 誤 認 (382条)	判決後 の情状 (393条 2項)	その他	控 訴 申立人 総 数	刑訴法 377条 378条	訴訟手続 の法令違 反 (379条) 法令適用 の誤り (380条)	量 刑 不 当 (381条)	事実の 誤 認 (382条)	判決後 の情状 (393条 2項)	その他
18	9,344	9,141	(1.7) 157	(8.3) 762	(72.1) 6,594	(25.2) 2,306	(5.4) 494	(0.3) 24	258	(0.4) 1	(15.5) 40	(61.6) 159	(25.2) 65	(0.4) 1	-

- (注) 1 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 2 「その他」は刑の廃止・変更、大赦等である。
 3 控訴趣意書提出前取下げ等で理由の判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴申立人総数には計上した。
 4 () 内は各控訴申立人総数に対する%である。

【表4】 申立人別結果

区分 年次	終局人員	被 告 人 側								検 察 官 側							
		控 訴 申立人 総 数	控訴棄却		破 棄		公訴棄却 の 判 決 ・ 決 定	取下げ	移送・ 回 付	控 訴 申立人 総 数	控訴棄却		破 棄		公訴棄却 の 判 決 ・ 決 定	取下げ	移送・ 回 付
			判 決	決 定	自 判	差戻し ・ 移送					判 決	決 定	自 判	差戻し ・ 移送			
18	9,344	9,141	(63.4) 5,797	(0.1) 13	(14.6) 1,337	(0.1) 10	(0.3) 27	(21.4) 1,956	1	258	(22.9) 59	-	(66.3) 171	(3.1) 8	(7.0) 18	(0.8) 2	-

(注) () 内は各控訴申立人総数に対する%である。

【表5】 刑事控訴審事件の概況データ(平成18年) (※P164-表3)

終局人員	9,344
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.2
2年超の事件の割合(%)	0.2
平均開廷回数(回)(公判が開かれずに終局した事件を含む)	1.7
平均開廷回数(回)(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.1
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.5
平均取調べ証人数(人)	0.2
弁護士選任率(%)	93.3
国選弁護士選任率(%)	70.4
私選弁護士選任率(%)	24.5
鑑定実施率(%)	0.13
検証実施率(%)	0.04

注：平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいう。以下、特に断らない場合は、控訴取下げなど公判が開かれずに終局した事件についても、平均開廷回数を算出する対象事件に含めている(第一審の場合と異なる。)

平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。この場合の平均開廷回数については、公判が開かれずに終局した事件は算出の対象から除外している(以下、特に断らない限り同様である。)

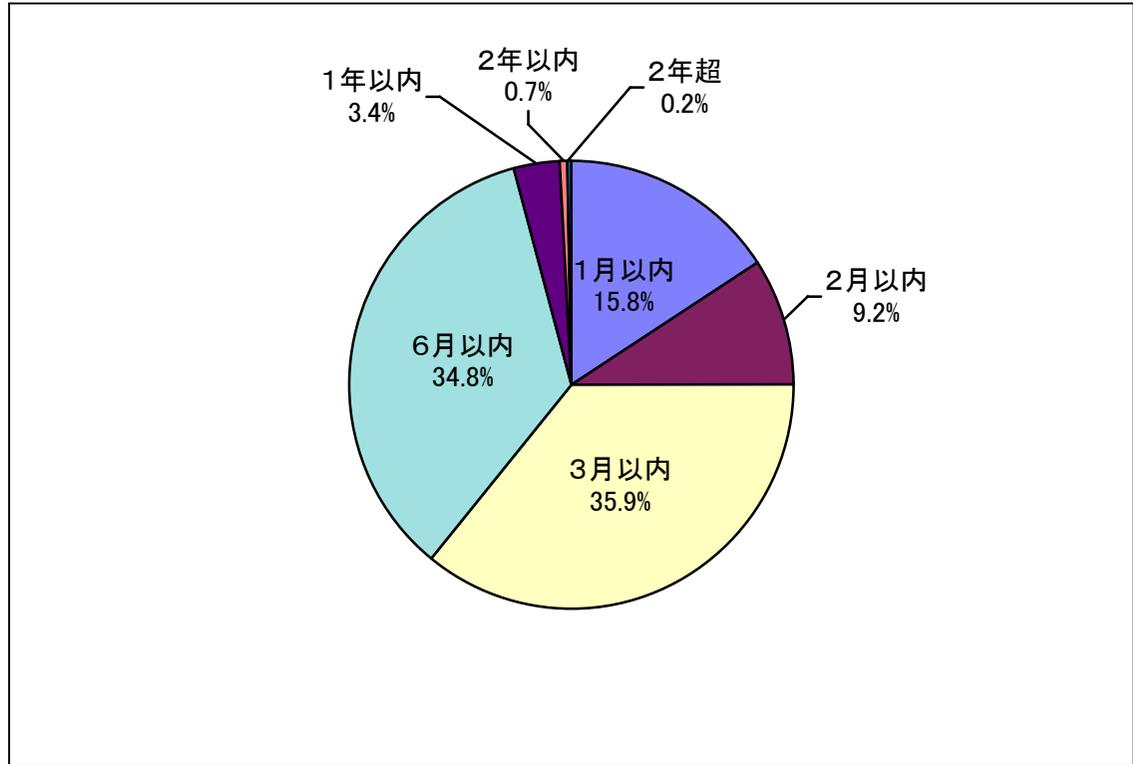
国選弁護士と私選弁護士が同時に付いた事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件(あるいはその逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

控訴審の審理期間及び平均審理期間

区分 年次	終局 人員	控訴審記録受理から終局まで							平均審 理期間 (月)
		1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年超	
平成18年	(100.0) 9,344	(15.8) 1,481	(9.2) 861	(35.9) 3,353	(34.8) 3,253	(3.4) 314	(0.7) 66	(0.2) 16	3.2

【図6】 審理期間の分布(平成18年)

(※P166-図5)

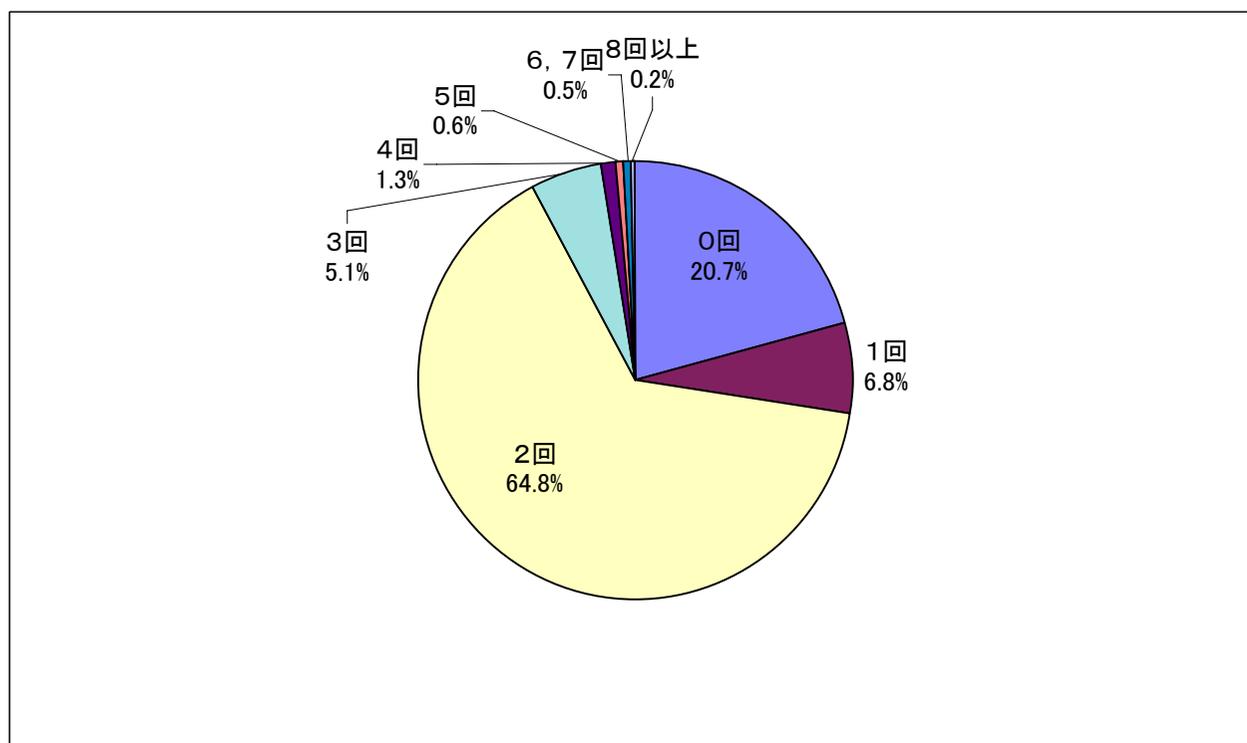


控訴審の開廷回数及び平均開廷回数

区分 年次	終局 人員	開廷回数								平均開 廷回数 (回)
		0回	1回	2回	3回	4回	5回	6, 7回	8回以上	
平成18年	(100.0) 9,344	(20.7) 1,933	(6.8) 632	(64.8) 6,054	(5.1) 473	(1.3) 125	(0.6) 59	(0.5) 45	(0.2) 23	1.7

【図7】 開廷回数の分布(平成18年)

(※P167-図6)

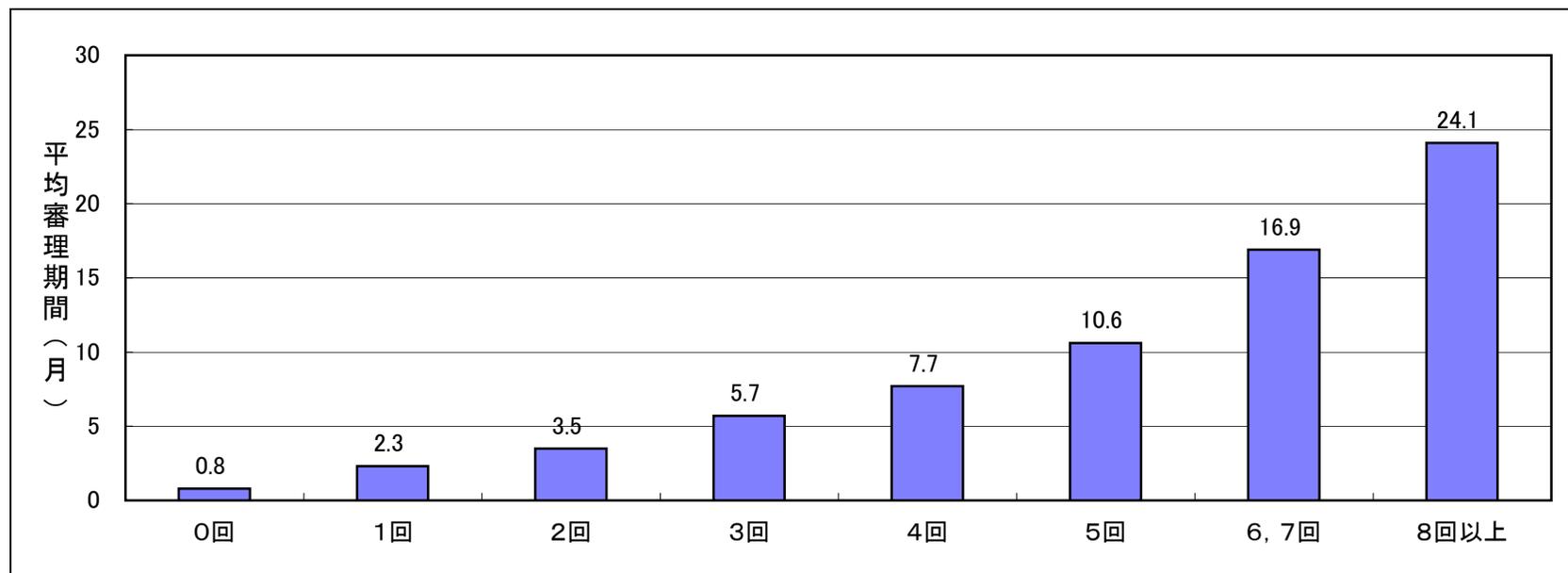


控訴審の開廷回数別平均審理期間(平成18年)

区分 開廷回数	終局 人員	控訴審記録受理から終局まで								平均審理期間 (月)
		1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	3年を 超える	
0回	1,933	1,461	385	65	16	4	1	1	-	0.8
1回	632	20	256	325	26	3	1	-	1	2.3
2回	6,054	-	219	2,933	2,824	66	9	-	3	3.5
3回	473	-	1	30	331	101	10	-	-	5.7
4回	125	-	-	-	49	72	4	-	-	7.7
5回	59	-	-	-	6	45	7	1	-	10.6
6, 7回	45	-	-	-	1	20	23	1	-	16.9
8回以上	23	-	-	-	-	3	11	7	2	24.1

【図8】 開廷回数別平均審理期間(平成18年)

(※P168-図7)

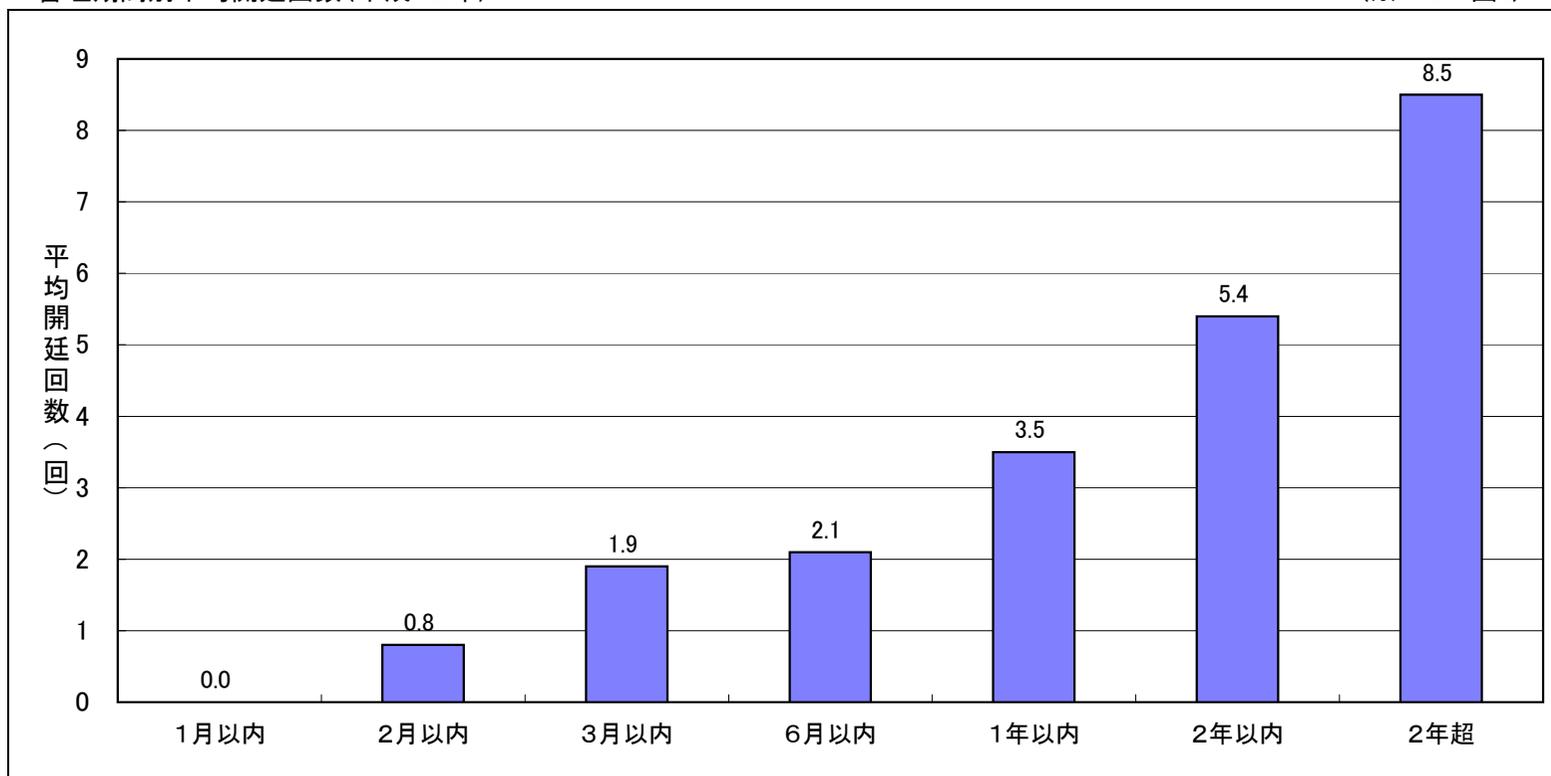


審理期間別平均開廷回数(平成18年)

	開廷回数	終局人員	平均開廷回数
総数	15,491	9,344	1.7
1月以内	20	1,481	0.0
2月以内	697	861	0.8
3月以内	6,281	3,353	1.9
6月以内	6,899	3,253	2.1
1年以内	1,103	314	3.5
2年以内	355	66	5.4
2年を超える	136	16	8.5

【図9】 審理期間別平均開廷回数(平成18年)

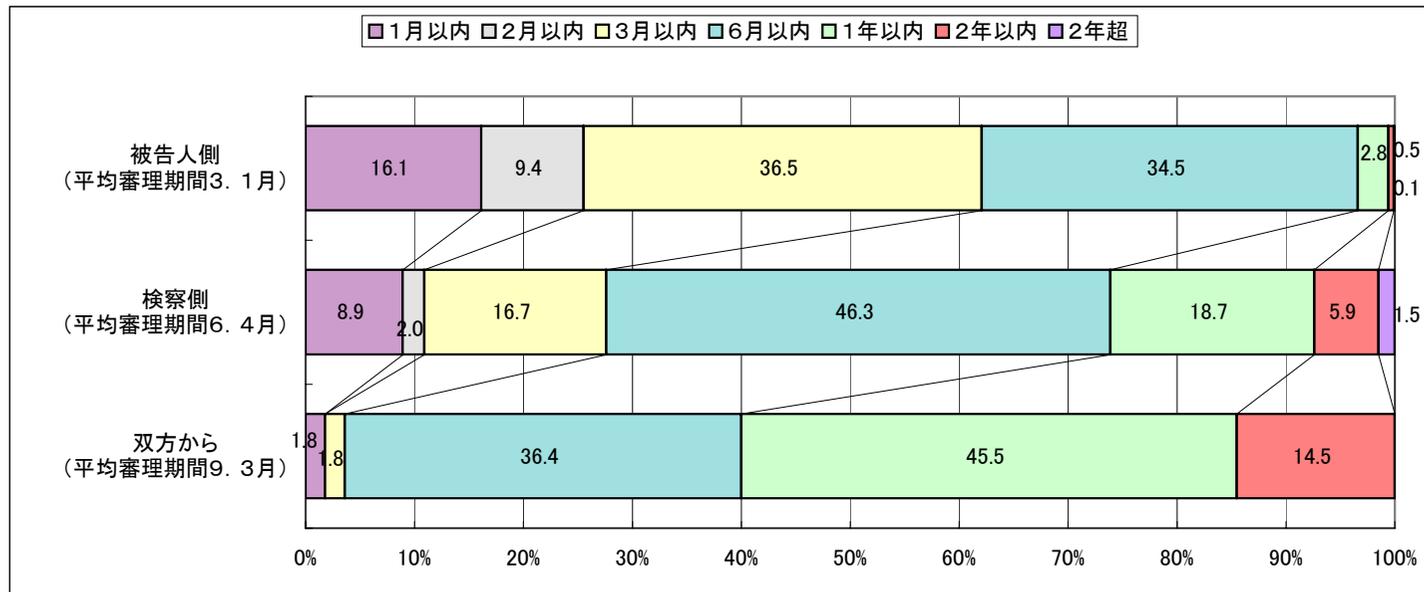
(※P169-図8)



控訴申立人別平均審理期間(平成18年)

	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年超
被告人側 (平均審理期間3.1月)	(99.9) 9,086	(16.1) 1,462	(9.4) 857	(36.5) 3,318	(34.5) 3,139	(2.8) 251	(0.5) 46	(0.1) 13
検察側 (平均審理期間6.4月)	(100.0) 203	(8.9) 18	(2.0) 4	(16.7) 34	(46.3) 94	(18.7) 38	(5.9) 12	(1.5) 3
双方から (平均審理期間9.3月)	(100.0) 55	(1.8) 1	(0.0) 0	(1.8) 1	(36.4) 20	(45.5) 25	(14.5) 8	(0.0) 0

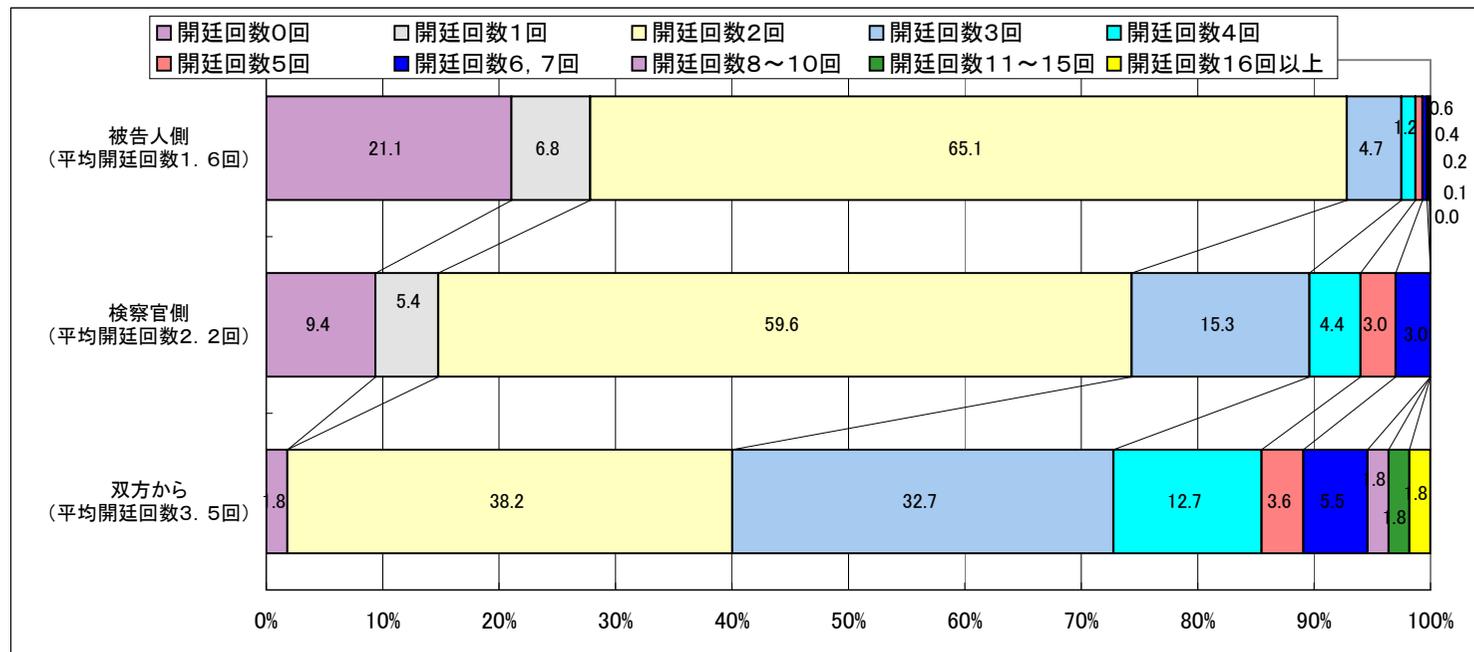
【図10】 控訴申立人別審理期間の分布(平成18年)



控訴申立人別開廷回数(平成18年)

	総数	開廷回数 0回	開廷回数 1回	開廷回数 2回	開廷回数 3回	開廷回数 4回	開廷回数 5回	開廷回数 6, 7回	開廷回数 8~10回	開廷回数 11~15 回	開廷回数 16回以 上
被告人側 (平均開廷回数1.6回)	(100.2) 9,086	(21.1) 1,913	(6.8) 621	(65.1) 5,912	(4.7) 424	(1.2) 109	(0.6) 51	(0.4) 36	(0.2) 14	(0.1) 5	(0.0) 1
検察官側 (平均開廷回数2.2回)	(100.1) 203	(9.4) 19	(5.4) 11	(59.6) 121	(15.3) 31	(4.4) 9	(3.0) 6	(3.0) 6	(0.0) 0	(0.0) 0	(0.0) 0
双方から (平均開廷回数3.5回)	(99.9) 55	(1.8) 1	(0.0) 0	(38.2) 21	(32.7) 18	(12.7) 7	(3.6) 2	(5.5) 3	(1.8) 1	(1.8) 1	(1.8) 1

【図11】 控訴申立人別開廷回数の分布(平成18年)

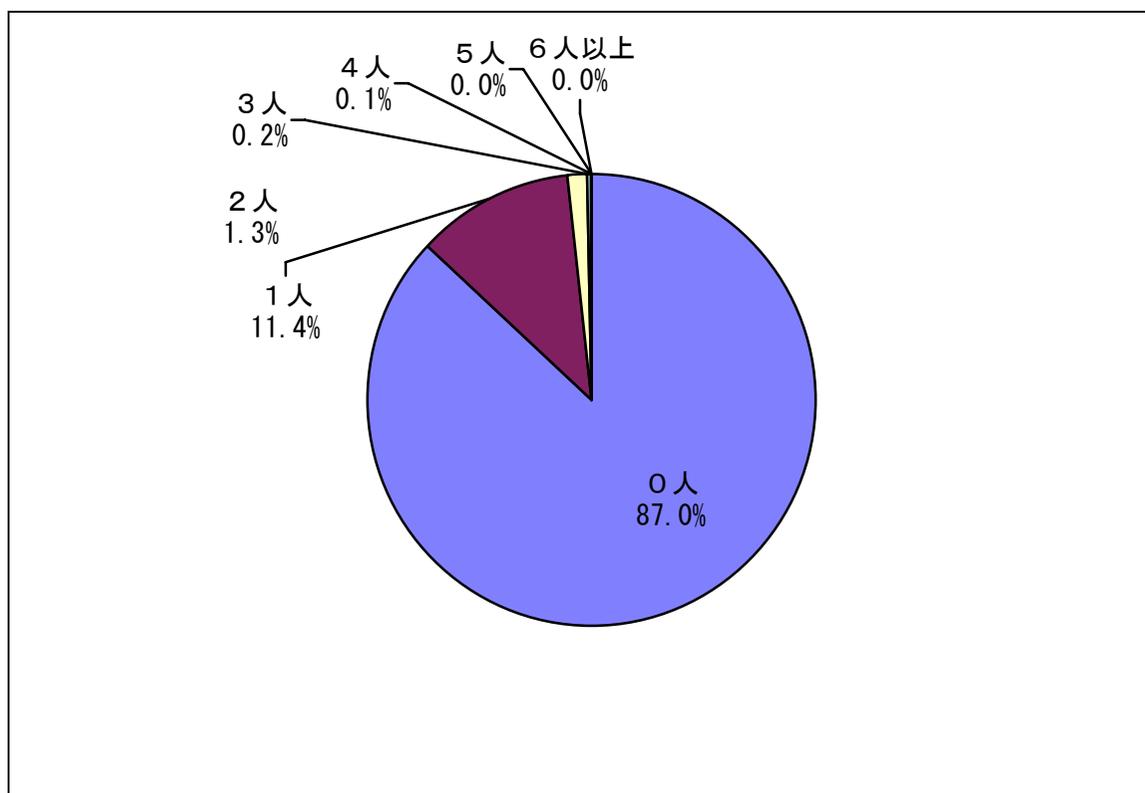


控訴審における取調べ証人数

区分 年次	終局 人員	取調べ証人数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
平成18年	(99.9) 9,344	(86.9) 8,117	(11.4) 1,066	(1.3) 123	(0.2) 22	(0.1) 14	(0.0) 1	(0.0) 1

【図12】 取調べ証人数の分布(平成18年)

(※P172-図13)

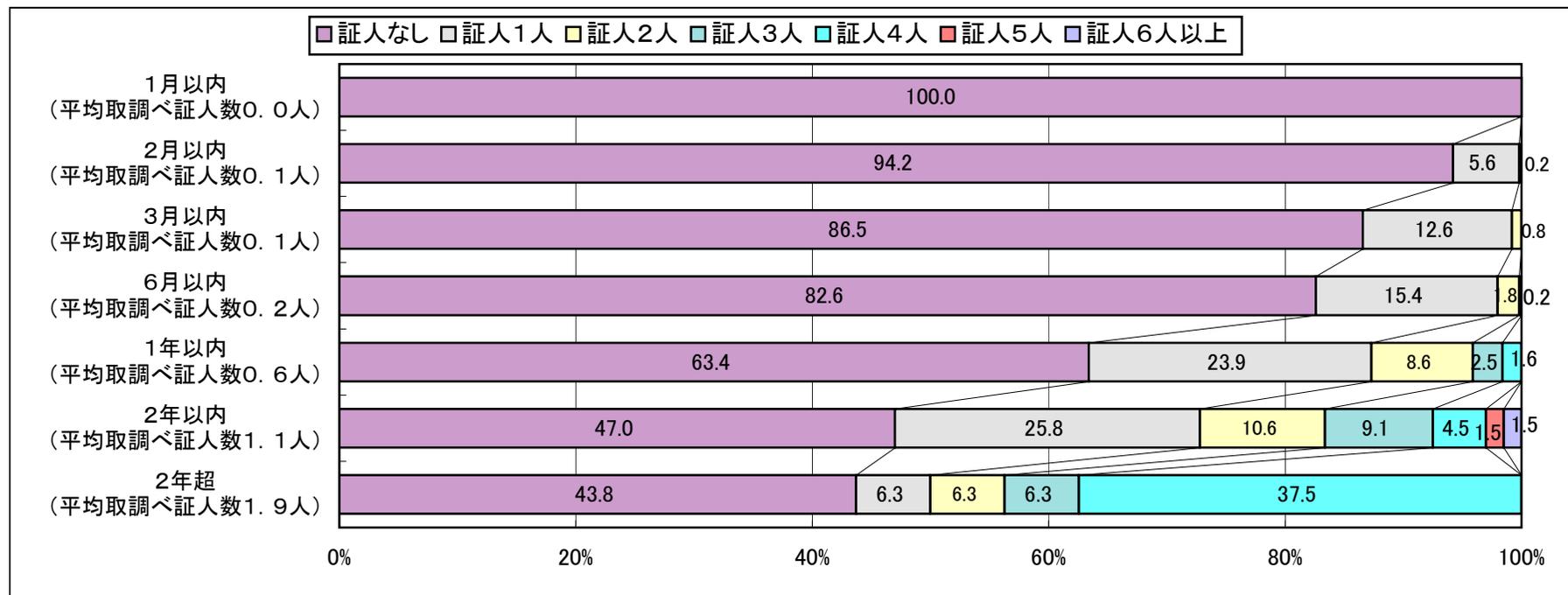


審理期間別取調べ証人数(平成18年)

	総数	証人なし	証人1人	証人2人	証人3人	証人4人	証人5人	証人6人以上
1月以内 (平均取調べ証人数0.0人)	(100.0) 1,481	(100.0) 1,481	-	-	-	-	-	-
2月以内 (平均取調べ証人数0.1人)	(100.0) 861	(94.2) 811	(5.6) 48	(0.2) 2	-	-	-	-
3月以内 (平均取調べ証人数0.1人)	(99.9) 3,353	(86.5) 2,902	(12.6) 424	(0.8) 27	-	-	-	-
6月以内 (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 3,253	(82.6) 2,686	(15.4) 501	(1.8) 59	(0.2) 7	-	-	-
1年以内 (平均取調べ証人数0.6人)	(100.0) 314	(63.4) 199	(23.9) 75	(8.6) 27	(2.5) 8	(1.6) 5	-	-
2年以内 (平均取調べ証人数1.1人)	(100.0) 66	(47.0) 31	(25.8) 17	(10.6) 7	(9.1) 6	(4.5) 3	(1.5) 1	(1.5) 1
2年超 (平均取調べ証人数1.9人)	(100.2) 16	(43.8) 7	(6.3) 1	(6.3) 1	(6.3) 1	(37.5) 6	-	-

【図13】 審理期間別取調べ証人数の分布(平成18年)

(※P173-図14)

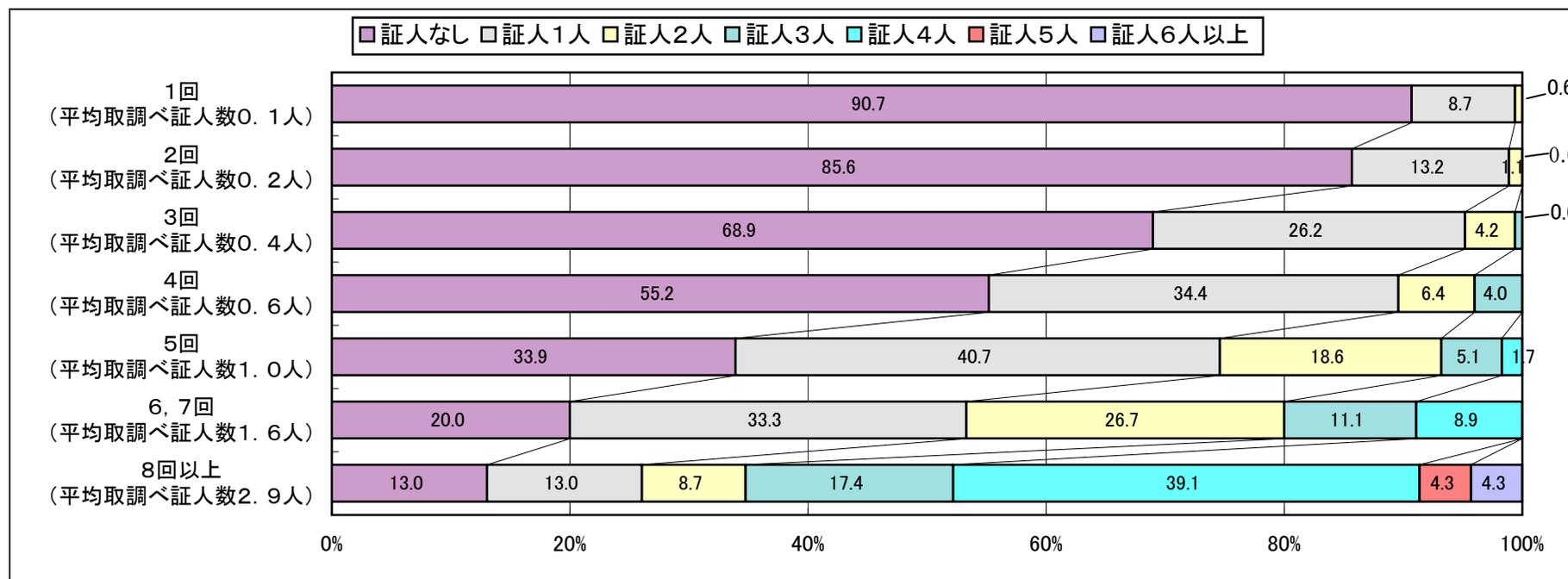


開廷回数別取調べ証人数(平成18年)

	総数	証人なし	証人1人	証人2人	証人3人	証人4人	証人5人	証人6人以上
1回 (平均取調べ証人数0.1人)	(100.0) 632	(90.7) 573	(8.7) 55	(0.6) 4	-	-	-	-
2回 (平均取調べ証人数0.2人)	(99.9) 6,054	(85.6) 5,184	(13.2) 802	(1.1) 66	(0.0) 2	-	-	-
3回 (平均取調べ証人数0.4人)	(99.9) 473	(68.9) 326	(26.2) 124	(4.2) 20	(0.6) 3	-	-	-
4回 (平均取調べ証人数0.6人)	(100.0) 125	(55.2) 69	(34.4) 43	(6.4) 8	(4.0) 5	-	-	-
5回 (平均取調べ証人数1.0人)	(100.0) 59	(33.9) 20	(40.7) 24	(18.6) 11	(5.1) 3	(1.7) 1	-	-
6, 7回 (平均取調べ証人数1.6人)	(100.0) 45	(20.0) 9	(33.3) 15	(26.7) 12	(11.1) 5	(8.9) 4	-	-
8回以上 (平均取調べ証人数2.9人)	(99.8) 23	(13.0) 3	(13.0) 3	(8.7) 2	(17.4) 4	(39.1) 9	(4.3) 1	(4.3) 1

【図14】 開廷回数別取調べ証人数の分布(平成18年)

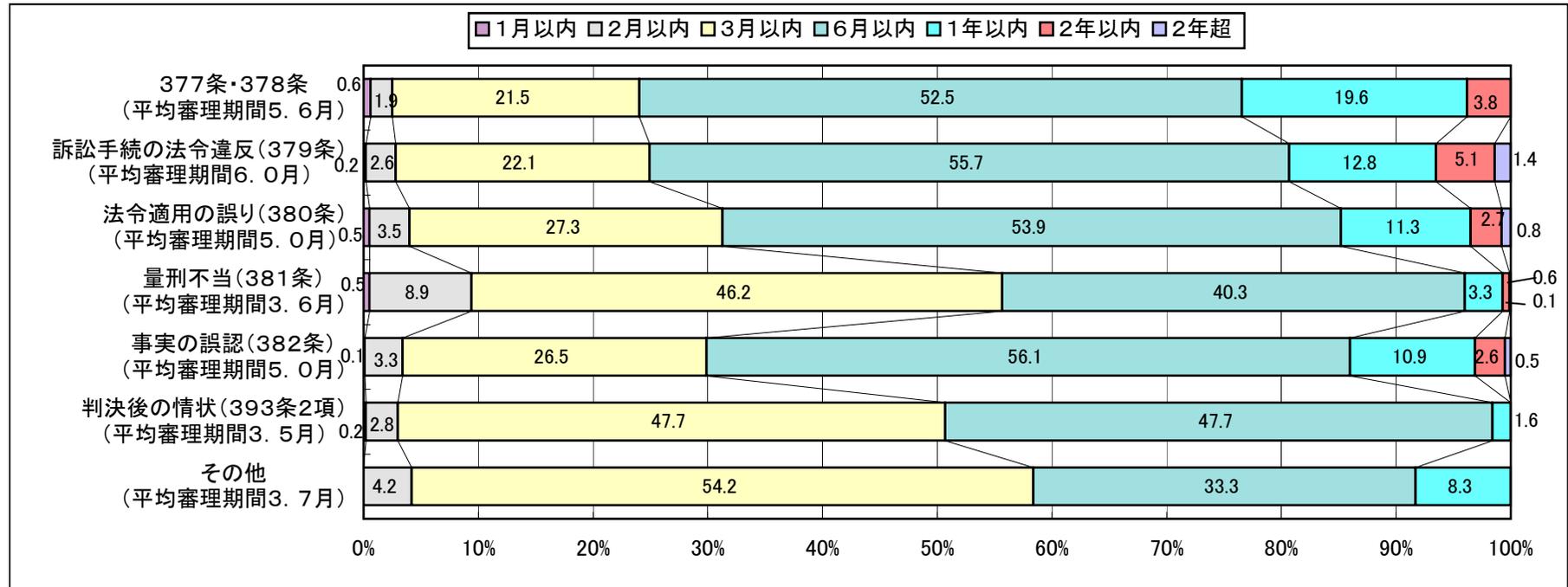
(※P173-図15)



控訴理由別の審理期間(平成18年)

	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年超
377条・378条 (平均審理期間5.6月)	(99.9) 158	(0.6) 1	(1.9) 3	(21.5) 34	(52.5) 83	(19.6) 31	(3.8) 6	-
訴訟手続の法令違反(379条) (平均審理期間6.0月)	(99.9) 429	(0.2) 1	(2.6) 11	(22.1) 95	(55.7) 239	(12.8) 55	(5.1) 22	(1.4) 6
法令適用の誤り(380条) (平均審理期間5.0月)	(100.0) 373	(0.5) 2	(3.5) 13	(27.3) 102	(53.9) 201	(11.3) 42	(2.7) 10	(0.8) 3
量刑不当(381条) (平均審理期間3.6月)	(99.9) 6,753	(0.5) 37	(8.9) 601	(46.2) 3,121	(40.3) 2,723	(3.3) 223	(0.6) 39	(0.1) 9
事実の誤認(382条) (平均審理期間5.0月)	(100.0) 2,371	(0.1) 2	(3.3) 79	(26.5) 628	(56.1) 1,329	(10.9) 259	(2.6) 61	(0.5) 13
判決後の情状(393条2項) (平均審理期間3.5月)	(100.0) 495	(0.2) 1	(2.8) 14	(47.7) 236	(47.7) 236	(1.6) 8	-	-
その他 (平均審理期間3.7月)	(100.0) 24	-	(4.2) 1	(54.2) 13	(33.3) 8	(8.3) 2	-	-

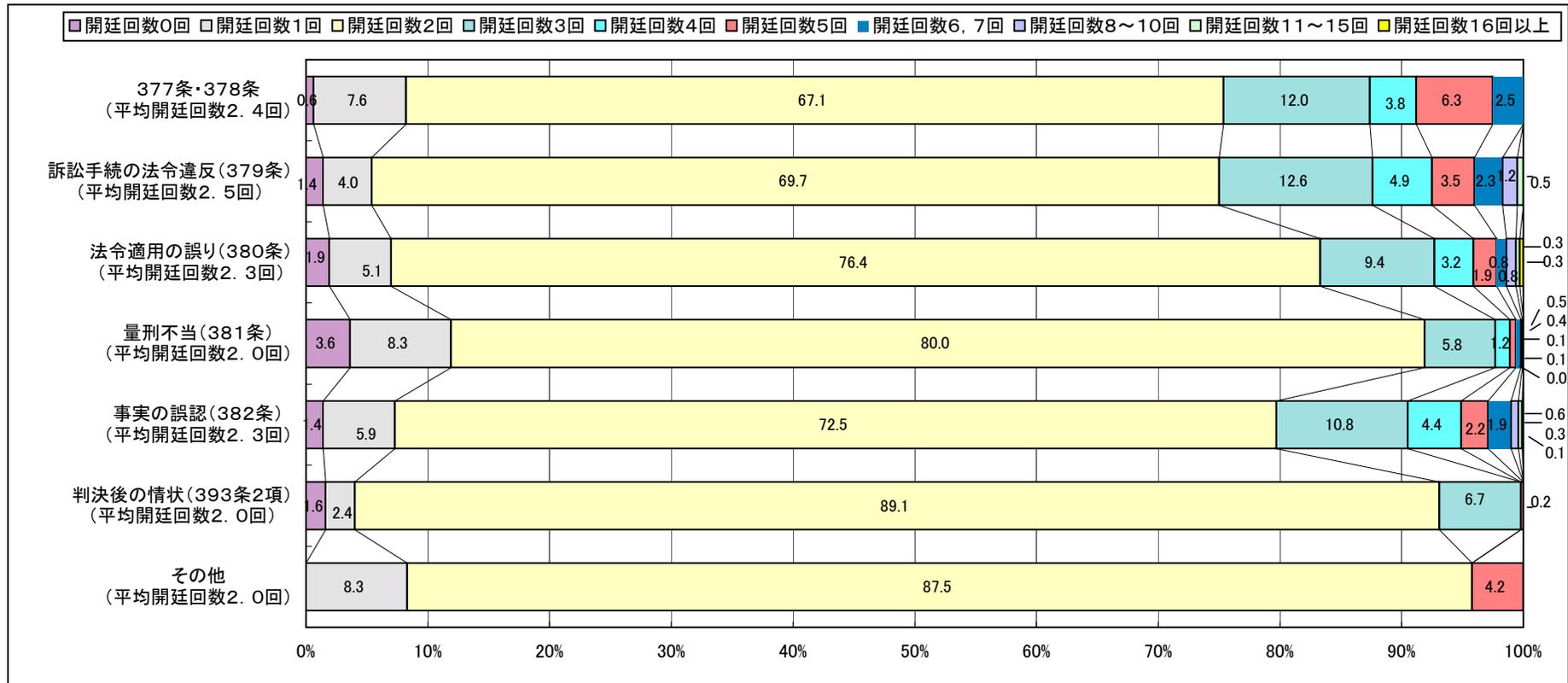
【図17】 被告人の控訴理由別の審理期間(平成18年)



控訴理由別開廷回数(平成18年)

	総数	開廷回数 0回	開廷回数 1回	開廷回数 2回	開廷回数 3回	開廷回数 4回	開廷回数 5回	開廷回数 6, 7回	開廷回数 8~10回	開廷回数 11~15 回	開廷回数 16回以 上
377条・378条 (平均開廷回数2.4回)	(99.9) 158	(0.6) 1	(7.6) 12	(67.1) 106	(12.0) 19	(3.8) 6	(6.3) 10	(2.5) 4	-	-	-
訴訟手続の法令違反(379条) (平均開廷回数2.5回)	(100.1) 429	(1.4) 6	(4.0) 17	(69.7) 299	(12.6) 54	(4.9) 21	(3.5) 15	(2.3) 10	(1.2) 5	(0.5) 2	-
法令適用の誤り(380条) (平均開廷回数2.3回)	(100.1) 373	(1.9) 7	(5.1) 19	(76.4) 285	(9.4) 35	(3.2) 12	(1.9) 7	(0.8) 3	(0.8) 3	(0.3) 1	(0.3) 1
量刑不当(381条) (平均開廷回数2.0回)	(100.0) 6,753	(3.6) 244	(8.3) 558	(80.0) 5,404	(5.8) 390	(1.2) 80	(0.5) 35	(0.4) 27	(0.1) 8	(0.1) 5	(0.0) 2
事実の誤認(382条) (平均開廷回数2.3回)	(100.1) 2,371	(1.4) 33	(5.9) 140	(72.5) 1,718	(10.8) 255	(4.4) 105	(2.2) 52	(1.9) 44	(0.6) 15	(0.3) 6	(0.1) 3
判決後の情状(393条2項) (平均開廷回数2.0回)	(100.0) 495	(1.6) 8	(2.4) 12	(89.1) 441	(6.7) 33	-	(0.2) 1	-	-	-	-
その他 (平均開廷回数2.0回)	(100.0) 24	-	(8.3) 2	(87.5) 21	-	-	(4.2) 1	-	-	-	-

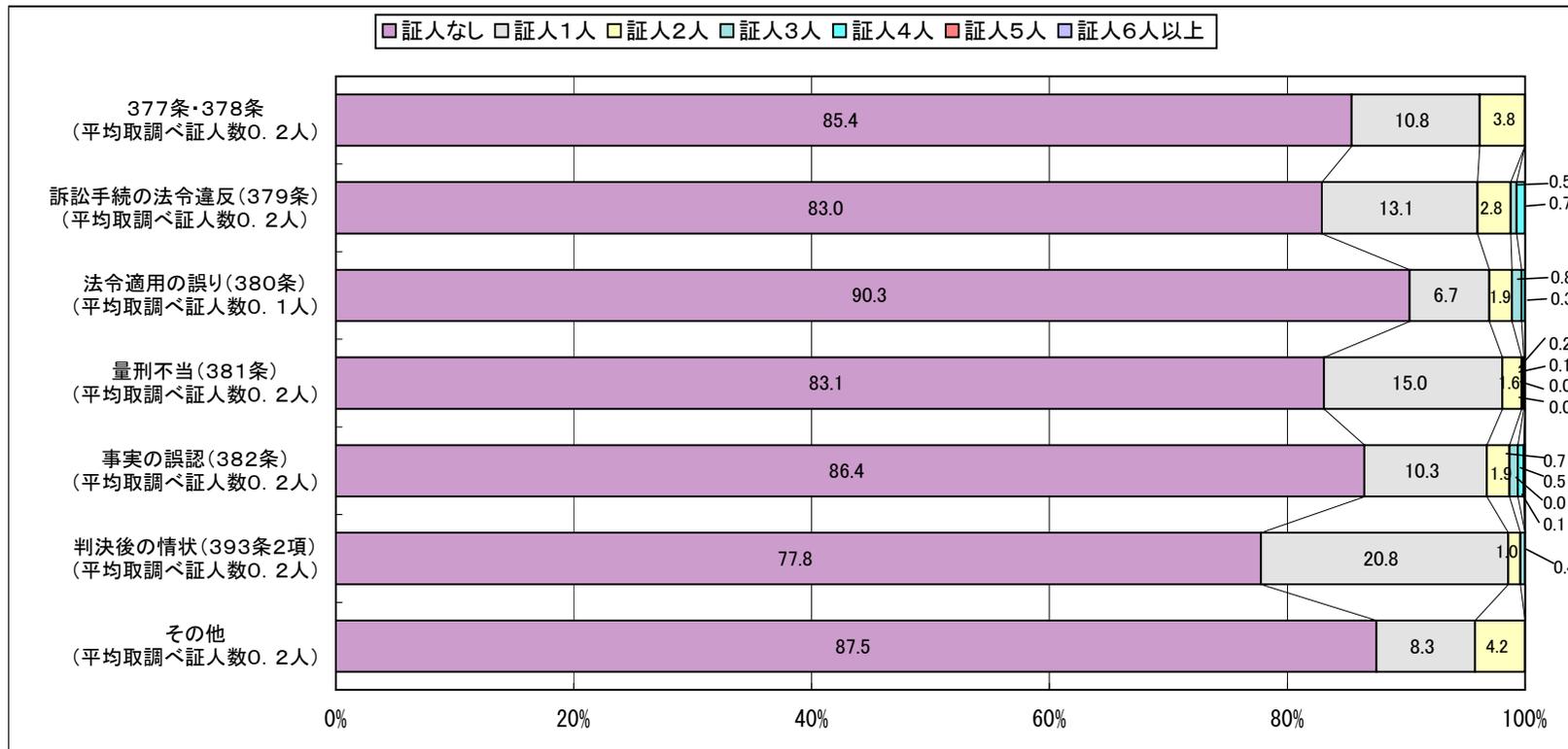
【図18】 控訴理由別の開廷回数の分布(平成18年)



控訴理由別証人数(平成18年)

	総数	証人なし	証人1人	証人2人	証人3人	証人4人	証人5人	証人6人以上
377条・378条 (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 158	(85.4) 135	(10.8) 17	(3.8) 6	-	-	-	-
訴訟手続の法令違反(379条) (平均取調べ証人数0.2人)	(100.1) 429	(83.0) 356	(13.1) 56	(2.8) 12	(0.5) 2	(0.7) 3	-	-
法令適用の誤り(380条) (平均取調べ証人数0.1人)	(100.0) 373	(90.3) 337	(6.7) 25	(1.9) 7	(0.8) 3	(0.3) 1	-	-
量刑不当(381条) (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 6,753	(83.1) 5,610	(15.0) 1,013	(1.6) 106	(0.2) 13	(0.1) 9	(0.0) 1	(0.0) 1
事実の誤認(382条) (平均取調べ証人数0.2人)	(99.9) 2,371	(86.4) 2,049	(10.3) 245	(1.9) 44	(0.7) 17	(0.5) 13	(0.0) 1	(0.1) 2
判決後の情状(393条2項) (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 495	(77.8) 385	(20.8) 103	(1.0) 5	(0.4) 2	-	-	-
その他 (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 24	(87.5) 21	(8.3) 2	(4.2) 1	-	-	-	-

【図19】 控訴理由別の証人数の分布(平成18年)

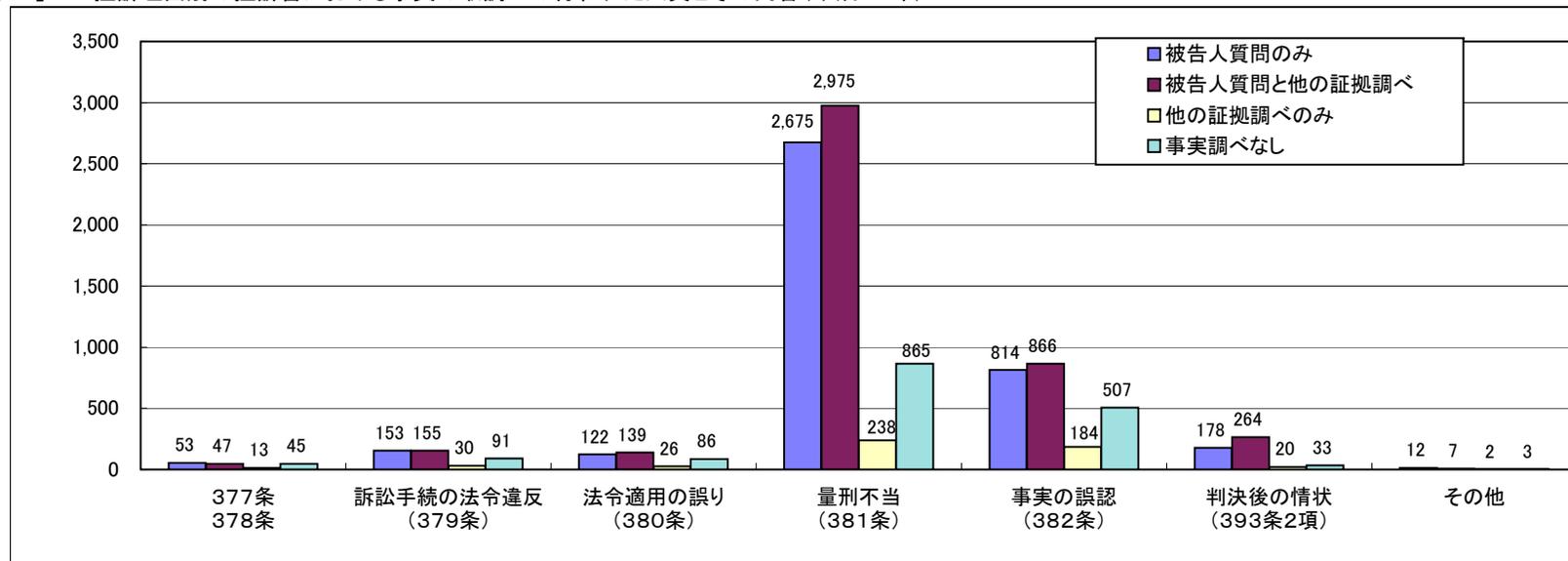


控訴理由別の控訴審における事実の取調べの行われた人員とその内容

区分 控訴理由	終局人員	事実の取調べの行われた人員				事実の取調べが行われなかった人員
		総数	被告人質問のみ	被告人質問と他の証拠調べ	他の証拠調べのみ	
377条378条	158	(71.5) 113	(33.5) 53	(29.7) 47	(8.2) 13	(28.5) 45
訴訟手続の法令違反(379条)	429	(78.8) 338	(35.7) 153	(36.1) 155	(7.0) 30	(21.2) 91
法令適用の誤り(380条)	373	(76.9) 287	(32.7) 122	(37.3) 139	(7.0) 26	(23.1) 86
量刑不当(381条)	6,753	(87.2) 5,888	(39.6) 2,675	(44.1) 2,975	(3.5) 238	(12.8) 865
事実の誤認(382条)	2,371	(78.6) 1,864	(34.3) 814	(36.5) 866	(7.8) 184	(21.4) 507
判決後の情状(393条2項)	495	(93.3) 462	(36.0) 178	(53.3) 264	(4.0) 20	(6.7) 33
その他	24	(87.5) 21	(50.0) 12	(29.2) 7	(8.3) 2	(12.5) 3

(注) ()内は終局人員に対する%である

【図20】 控訴理由別の控訴審における事実の取調べの行われた人員とその内容(平成18年)

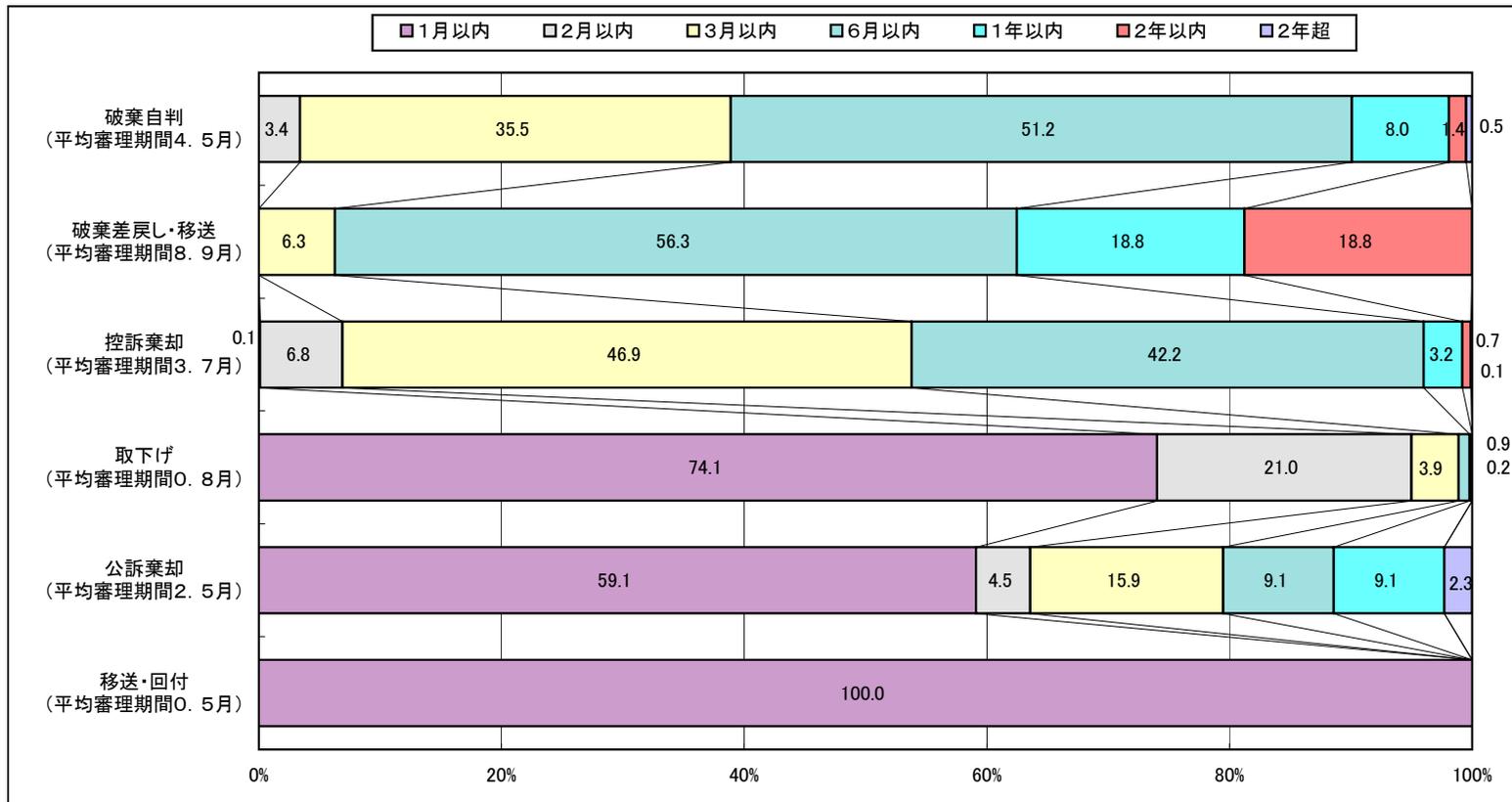


(注) 「その他」とは、再審事由(383条1号)、不適当な控訴理由を掲げた場合等をいう。

控訴審の結果別の審理期間(平成18年)

	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年超
破棄自判 (平均審理期間4. 5月)	(100.0) 1,474	-	(3.4) 50	(35.5) 524	(51.2) 754	(8.0) 118	(1.4) 20	(0.5) 8
破棄差戻し・移送 (平均審理期間8. 9月)	(100.2) 16	-	-	(6.3) 1	(56.3) 9	(18.8) 3	(18.8) 3	-
控訴棄却 (平均審理期間3. 7月)	(100.0) 5,851	(0.1) 4	(6.8) 398	(46.9) 2,744	(42.2) 2,469	(3.2) 186	(0.7) 43	(0.1) 7
取下げ (平均審理期間0. 8月)	(100.1) 1,958	(74.1) 1,450	(21.0) 411	(3.9) 77	(0.9) 17	(0.2) 3	-	-
公訴棄却 (平均審理期間2. 5月)	(100.0) 44	(59.1) 26	(4.5) 2	(15.9) 7	(9.1) 4	(9.1) 4	-	(2.3) 1
移送・回付 (平均審理期間0. 5月)	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-

【図21】 控訴審の結果別の審理期間の分布(平成18年)



控訴審の結果別の証人数(平成18年)

	総数	証人なし	証人1人	証人2人	証人3人	証人4人	証人5人	証人6人以上
破棄自判 (平均取調べ証人数0.4人)	(100.0) 1,474	(69.8) 1,029	(25.5) 376	(3.4) 50	(0.8) 12	(0.3) 5	(0.1) 1	(0.1) 1
破棄差し戻し・移送 (平均取調べ証人数0.1人)	(100.1) 16	(93.8) 15	(6.3) 1	-	-	-	-	-
控訴棄却 (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 5,851	(86.7) 5,073	(11.7) 687	(1.2) 72	(0.2) 10	(0.2) 9	-	-
控訴取下げ (平均取調べ証人数0.0人)	(100.1) 1,958	(99.9) 1,956	(0.1) 1	(0.1) 1	-	-	-	-
公訴棄却 (平均取調べ証人数0.0人)	(100.0) 44	(97.7) 43	(2.3) 1	-	-	-	-	-
移送・回付 (平均取調べ証人数0.0人)	(100.0) 1	(100.0) 1	-	-	-	-	-	-

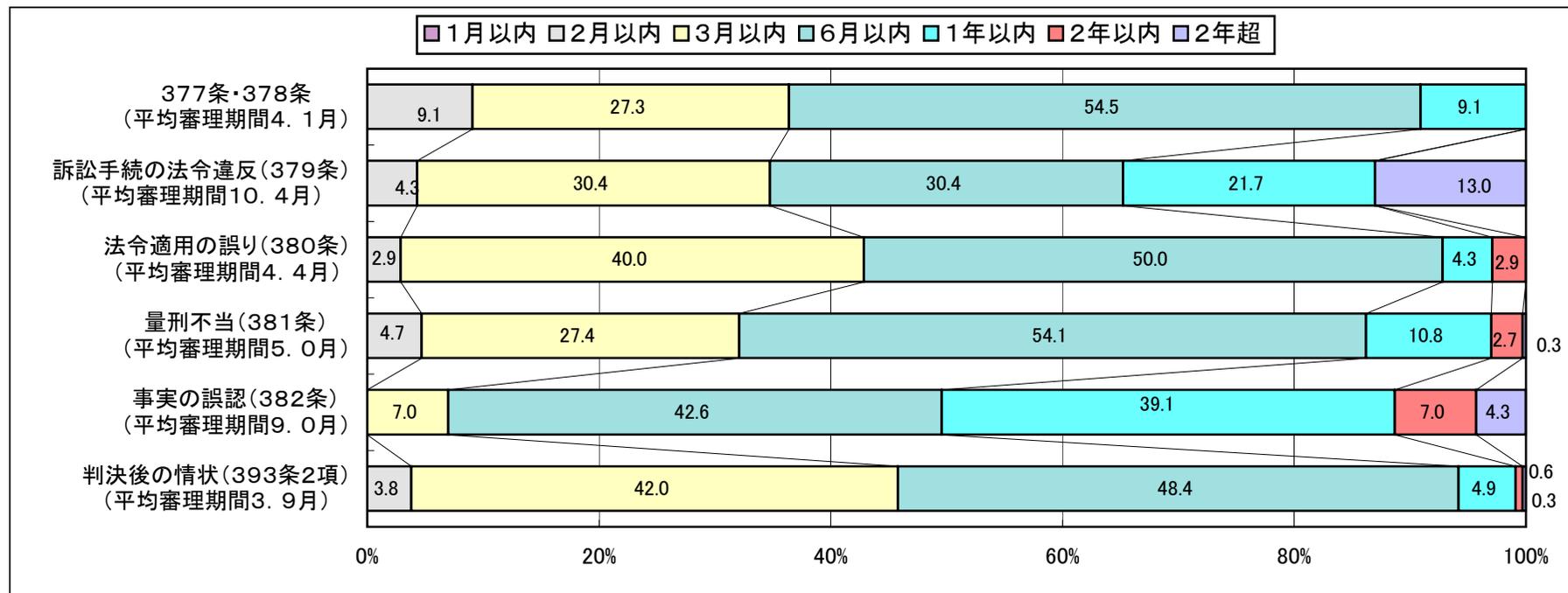
【図23】 控訴審の結果別の証人数の分布(平成18年)



破棄理由別の審理期間(平成18年)

	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年超
377条・378条 (平均審理期間4.1月)	(100.0) 11	-	(9.1) 1	(27.3) 3	(54.5) 6	(9.1) 1	-	-
訴訟手続の法令違反(379条) (平均審理期間10.4月)	(99.8) 23	-	(4.3) 1	(30.4) 7	(30.4) 7	(21.7) 5	-	(13.0) 3
法令適用の誤り(380条) (平均審理期間4.4月)	(100.1) 70	-	(2.9) 2	(40.0) 28	(50.0) 35	(4.3) 3	(2.9) 2	-
量刑不当(381条) (平均審理期間5.0月)	(100.0) 296	-	(4.7) 14	(27.4) 81	(54.1) 160	(10.8) 32	(2.7) 8	(0.3) 1
事実の誤認(382条) (平均審理期間9.0月)	(100.0) 115	-	-	(7.0) 8	(42.6) 49	(39.1) 45	(7.0) 8	(4.3) 5
判決後の情状(393条2項) (平均審理期間3.9月)	(100.0) 790	-	(3.8) 30	(42.0) 332	(48.4) 382	(4.9) 39	(0.6) 5	(0.3) 2

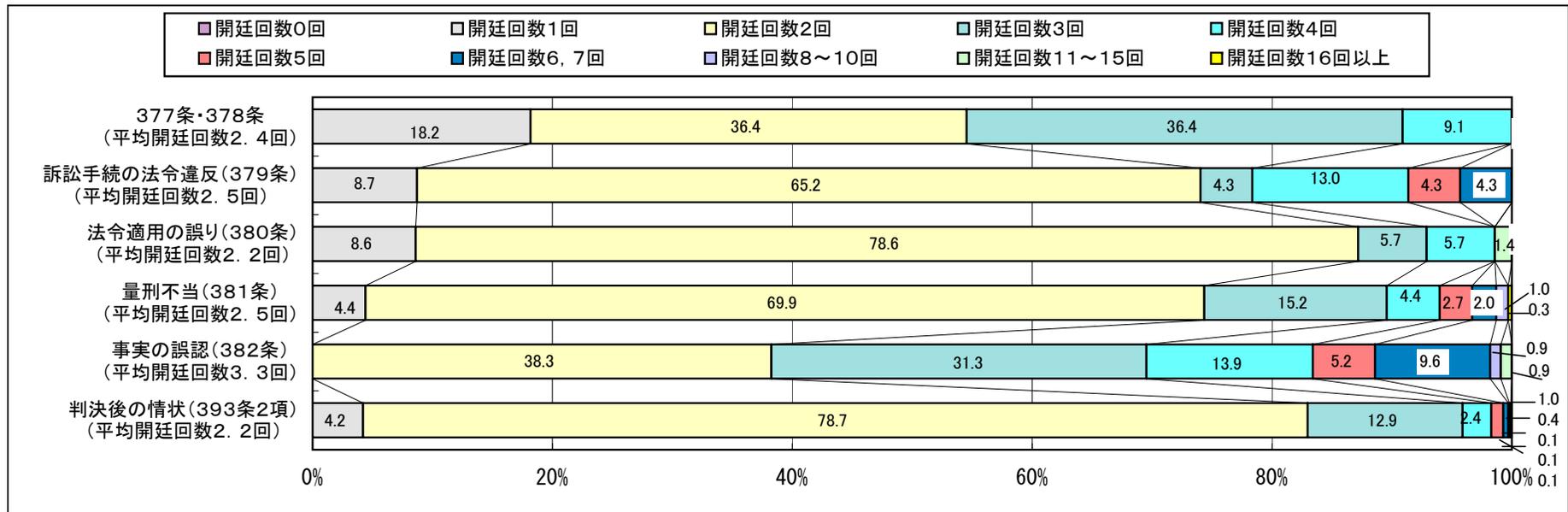
【図24】 破棄理由別の審理期間(平成18年)



破棄理由別開廷回数(平成18年)

	総数	開廷回数 0回	開廷回数 1回	開廷回数 2回	開廷回数 3回	開廷回数 4回	開廷回数 5回	開廷回数 6, 7回	開廷回数 8~10回	開廷回数 11~15 回	開廷回数 16回以 上
377条・378条 (平均開廷回数2.4回)	(100.1) 11	-	(18.2) 2	(36.4) 4	(36.4) 4	(9.1) 1	-	-	-	-	-
訴訟手続の法令違反(379条) (平均開廷回数2.5回)	(99.8) 23	-	(8.7) 2	(65.2) 15	(4.3) 1	(13.0) 3	(4.3) 1	(4.3) 1	-	-	-
法令適用の誤り(380条) (平均開廷回数2.2回)	(100.0) 70	-	(8.6) 6	(78.6) 55	(5.7) 4	(5.7) 4	-	-	-	(1.4) 1	-
量刑不当(381条) (平均開廷回数2.5回)	(99.9) 296	-	(4.4) 13	(69.9) 207	(15.2) 45	(4.4) 13	(2.7) 8	(2.0) 6	(1.0) 3	-	(0.3) 1
事実の誤認(382条) (平均開廷回数3.3回)	(100.1) 115	-	-	(38.3) 44	(31.3) 36	(13.9) 16	(5.2) 6	(9.6) 11	(0.9) 1	(0.9) 1	(0.0) -
判決後の情状(393条2項) (平均開廷回数2.2回)	(99.9) 790	-	(4.2) 33	(78.7) 622	(12.9) 102	(2.4) 19	(1.0) 8	(0.4) 3	(0.1) 1	(0.1) 1	(0.1) 1

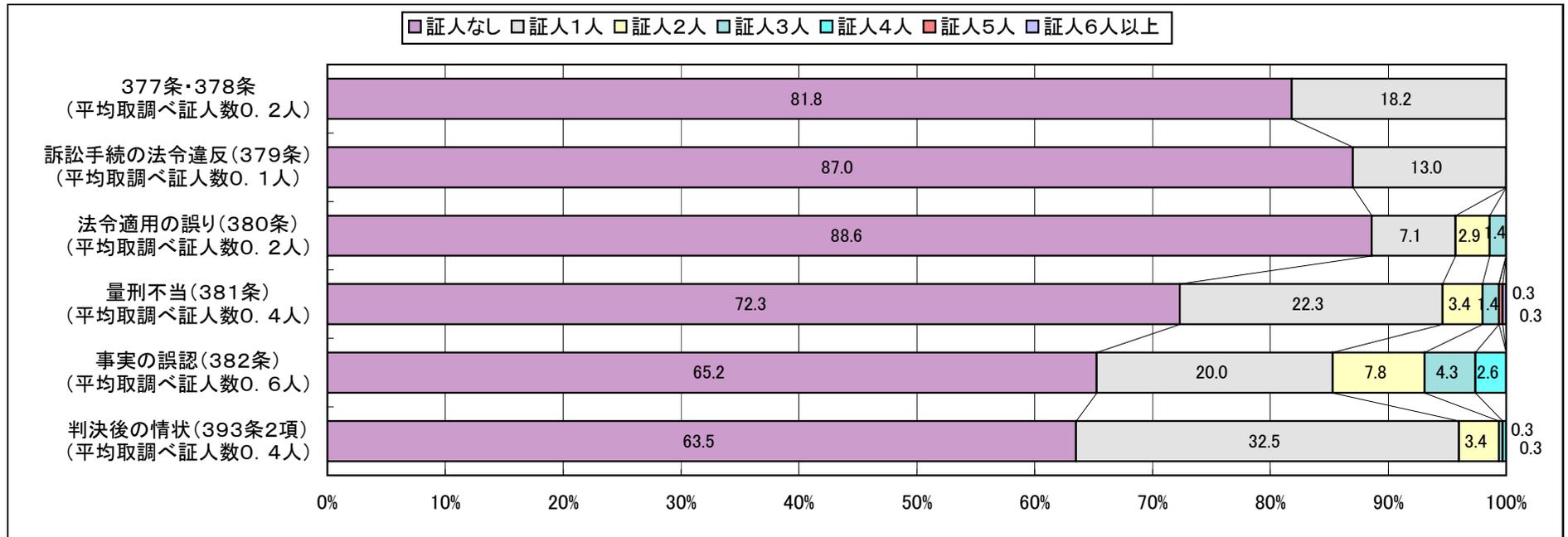
【図25】 破棄理由別の開廷回数の分布(平成18年)



破棄理由別証人数(平成18年)

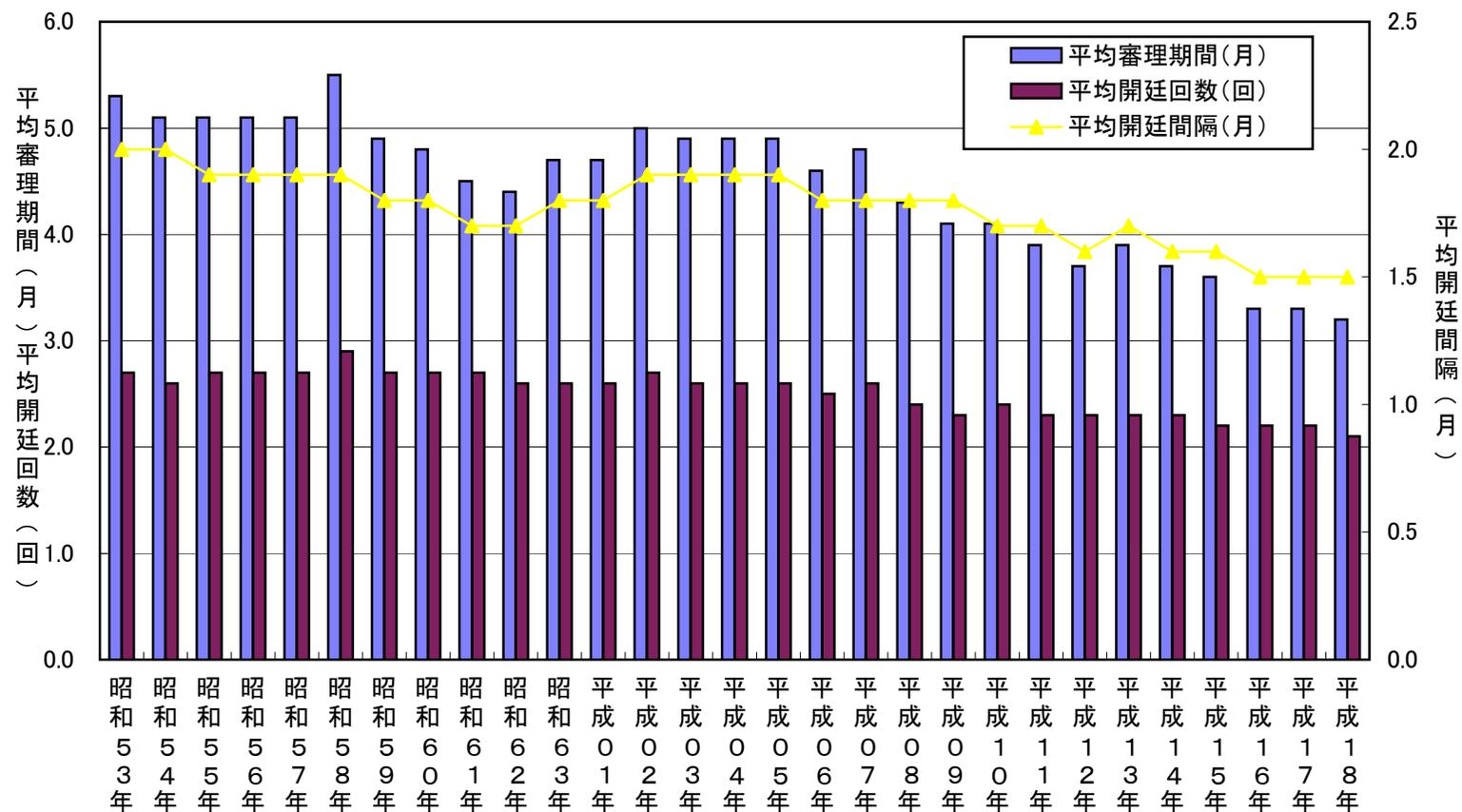
	総数	証人なし	証人1人	証人2人	証人3人	証人4人	証人5人	証人6人以上
377条・378条 (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 11	(81.8) 9	(18.2) 2	-	-	-	-	-
訴訟手続の法令違反(379条) (平均取調べ証人数0.1人)	(100.0) 23	(87.0) 20	(13.0) 3	-	-	-	-	-
法令適用の誤り(380条) (平均取調べ証人数0.2人)	(100.0) 70	(88.6) 62	(7.1) 5	(2.9) 2	(1.4) 1	-	-	-
量刑不当(381条) (平均取調べ証人数0.4人)	(100.0) 296	(72.3) 214	(22.3) 66	(3.4) 10	(1.4) 4	-	(0.3) 1	(0.3) 1
事実の誤認(382条) (平均取調べ証人数0.6人)	(99.9) 115	(65.2) 75	(20.0) 23	(7.8) 9	(4.3) 5	(2.6) 3	-	-
判決後の情状(393条2項) (平均取調べ証人数0.4人)	(100.0) 790	(63.5) 502	(32.5) 257	(3.4) 27	(0.3) 2	(0.3) 2	-	-

【図26】 破棄理由別の証人数の分布(平成18年)



【図27】 平均審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔の推移

(※P207-図65)



(注) この場合の平均開廷回数は、平均開廷間隔との対比の必要上、控訴取下げなど公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外している。

【表27の2】 控訴審における事実の取調べの実施状況

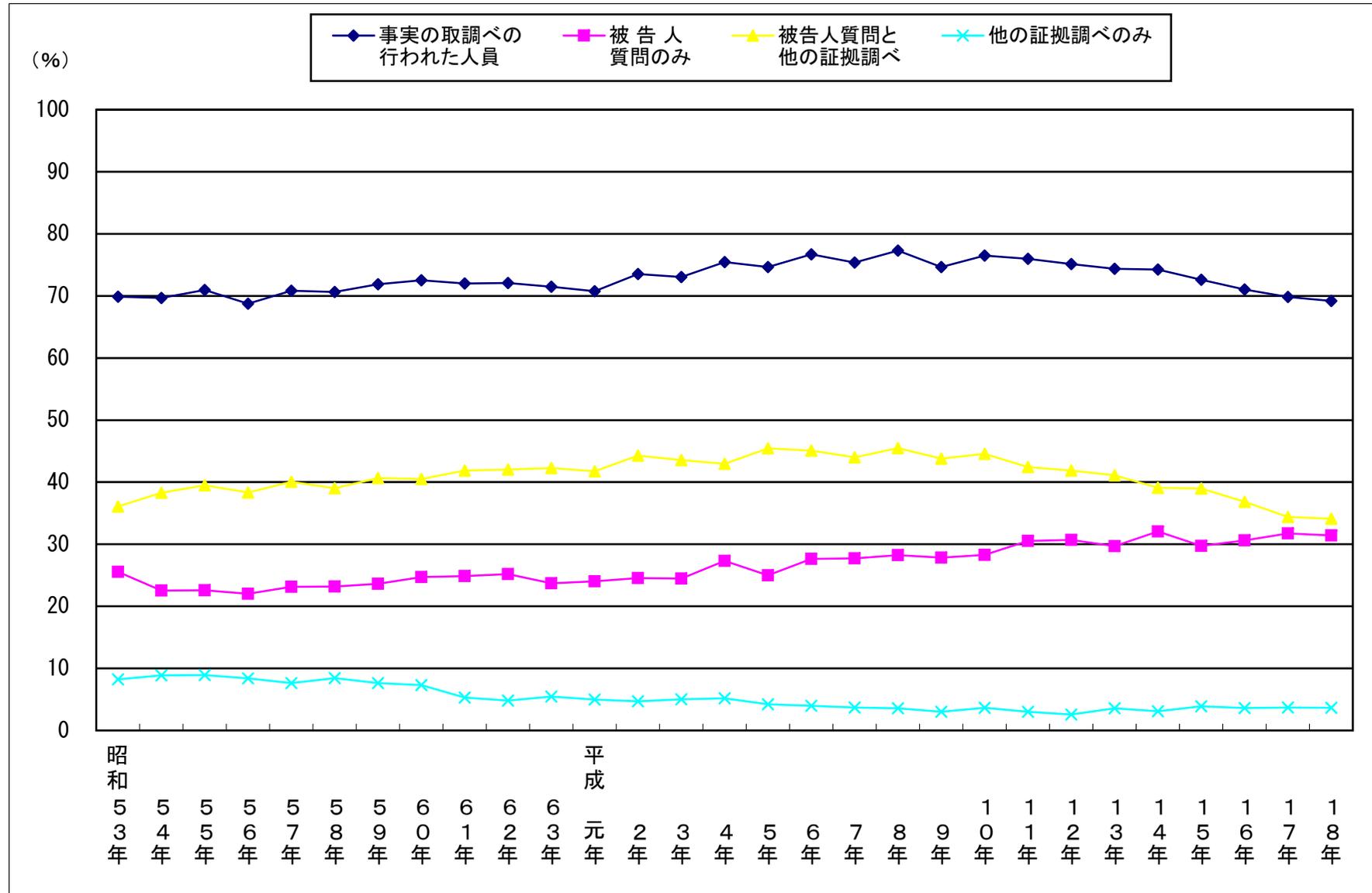
(昭和53年～平成18年)

区分 年次	終局人員	事実の取調べの行われた人員			
		総 数	被 告 人 質問のみ	被告人質 問と他の 証拠調べ	他の証拠 調べのみ
昭和53年	8,718	(69.9) 6,091	(25.6) 2,229	(36.1) 3,144	(8.2) 718
54年	8,651	(69.7) 6,028	(22.5) 1,949	(38.3) 3,311	(8.9) 768
55年	7,868	(71.0) 5,584	(22.6) 1,776	(39.5) 3,106	(8.9) 702
56年	7,643	(68.8) 5,255	(22.0) 1,683	(38.3) 2,930	(8.4) 642
57年	7,255	(70.8) 5,139	(23.2) 1,680	(40.1) 2,906	(7.6) 553
58年	7,136	(70.6) 5,040	(23.2) 1,653	(39.0) 2,785	(8.4) 602
59年	6,912	(71.9) 4,969	(23.6) 1,632	(40.7) 2,810	(7.6) 527
60年	6,426	(72.5) 4,660	(24.7) 1,587	(40.5) 2,602	(7.3) 471
61年	6,139	(72.0) 4,421	(24.9) 1,527	(41.8) 2,569	(5.3) 325
62年	6,189	(72.1) 4,460	(25.2) 1,559	(42.0) 2,602	(4.8) 299
63年	5,820	(71.5) 4,159	(23.7) 1,380	(42.3) 2,460	(5.5) 319
平成 元年	5,164	(70.8) 3,654	(24.0) 1,241	(41.7) 2,155	(5.0) 258
2年	5,077	(73.5) 3,733	(24.6) 1,247	(44.3) 2,248	(4.7) 238
3年	4,762	(73.0) 3,478	(24.5) 1,165	(43.5) 2,073	(5.0) 240
4年	4,715	(75.4) 3,557	(27.3) 1,288	(42.9) 2,025	(5.2) 244
5年	4,643	(74.7) 3,466	(25.0) 1,161	(45.4) 2,110	(4.2) 195
6年	4,808	(76.7) 3,688	(27.6) 1,329	(45.1) 2,167	(4.0) 192
7年	5,086	(75.4) 3,834	(27.7) 1,409	(44.0) 2,238	(3.7) 187
8年	5,282	(77.3) 4,083	(28.2) 1,492	(45.5) 2,403	(3.6) 188
9年	5,450	(74.7) 4,069	(27.9) 1,518	(43.8) 2,387	(3.0) 164
10年	5,670	(76.5) 4,337	(28.3) 1,604	(44.6) 2,526	(3.7) 207
11年	6,049	(76.0) 4,596	(30.5) 1,847	(42.4) 2,566	(3.0) 183
12年	7,186	(75.1) 5,399	(30.7) 2,205	(41.9) 3,008	(2.6) 186
13年	7,629	(74.4) 5,673	(29.7) 2,264	(41.1) 3,135	(3.6) 274
14年	8,347	(74.3) 6,198	(32.1) 2,676	(39.1) 3,264	(3.1) 258
15年	8,875	(72.6) 6,443	(29.7) 2,639	(39.0) 3,457	(3.9) 347
16年	9,170	(71.0) 6,514	(30.6) 2,806	(36.8) 3,377	(3.6) 331
17年	9,264	(69.8) 6,468	(31.8) 2,942	(34.4) 3,185	(3.7) 341
18年	9,344	(69.2) 6,464	(31.4) 2,936	(34.1) 3,187	(3.6) 341

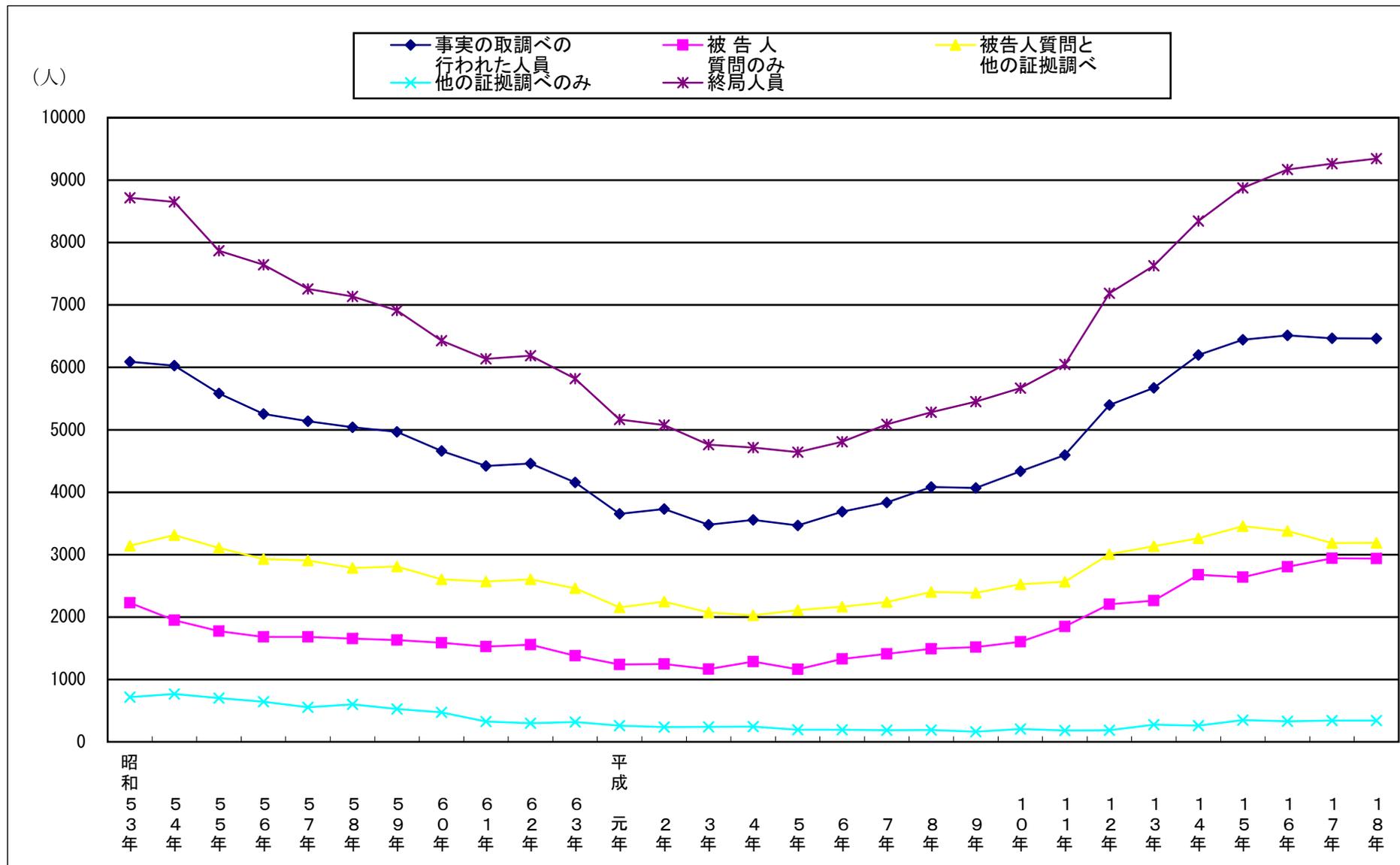
(注) 1 ()内は終局人員に対する%である。

2 平成18年は概数である。

【図27の3】 控訴審における事実の取調べの実施状況(割合)

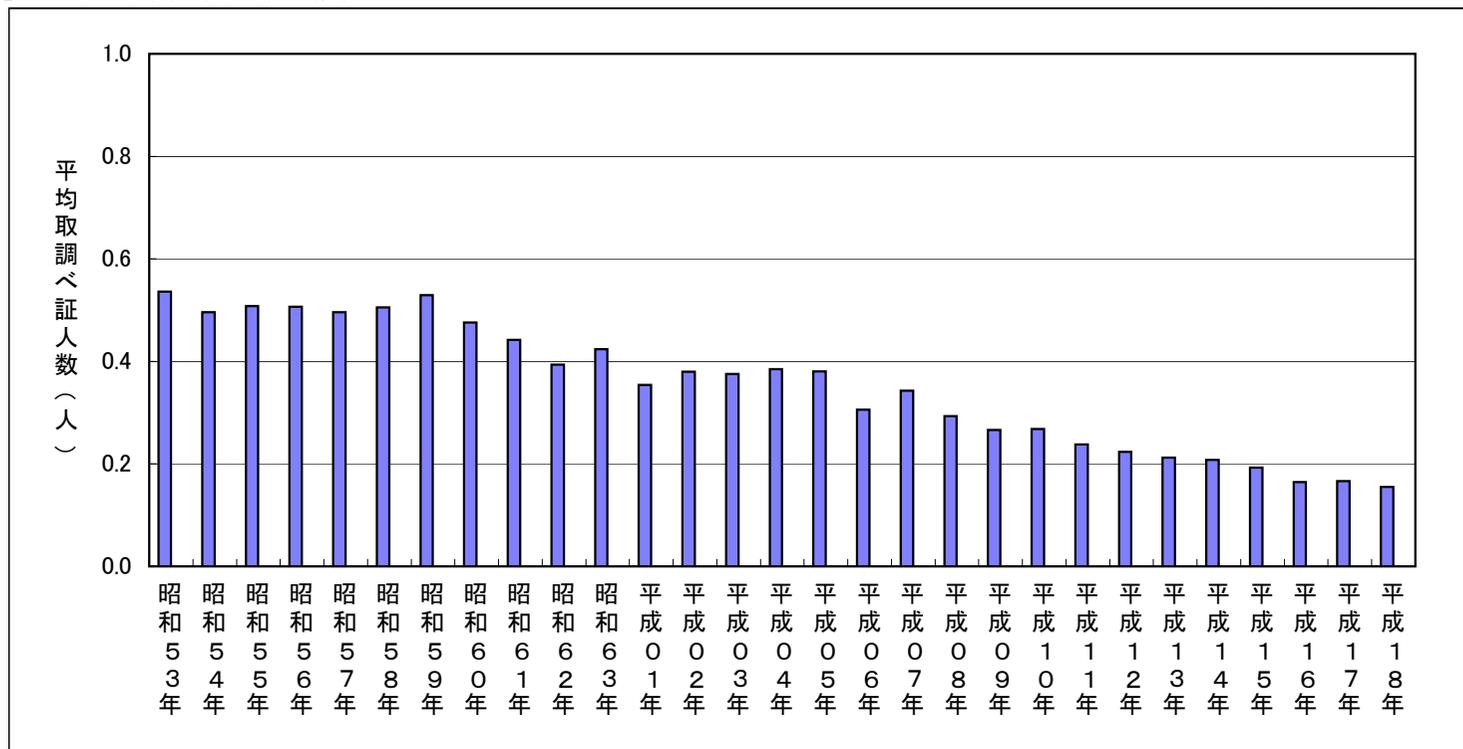


【図27の4】 控訴審における事実の取調べの実施状況(人員)



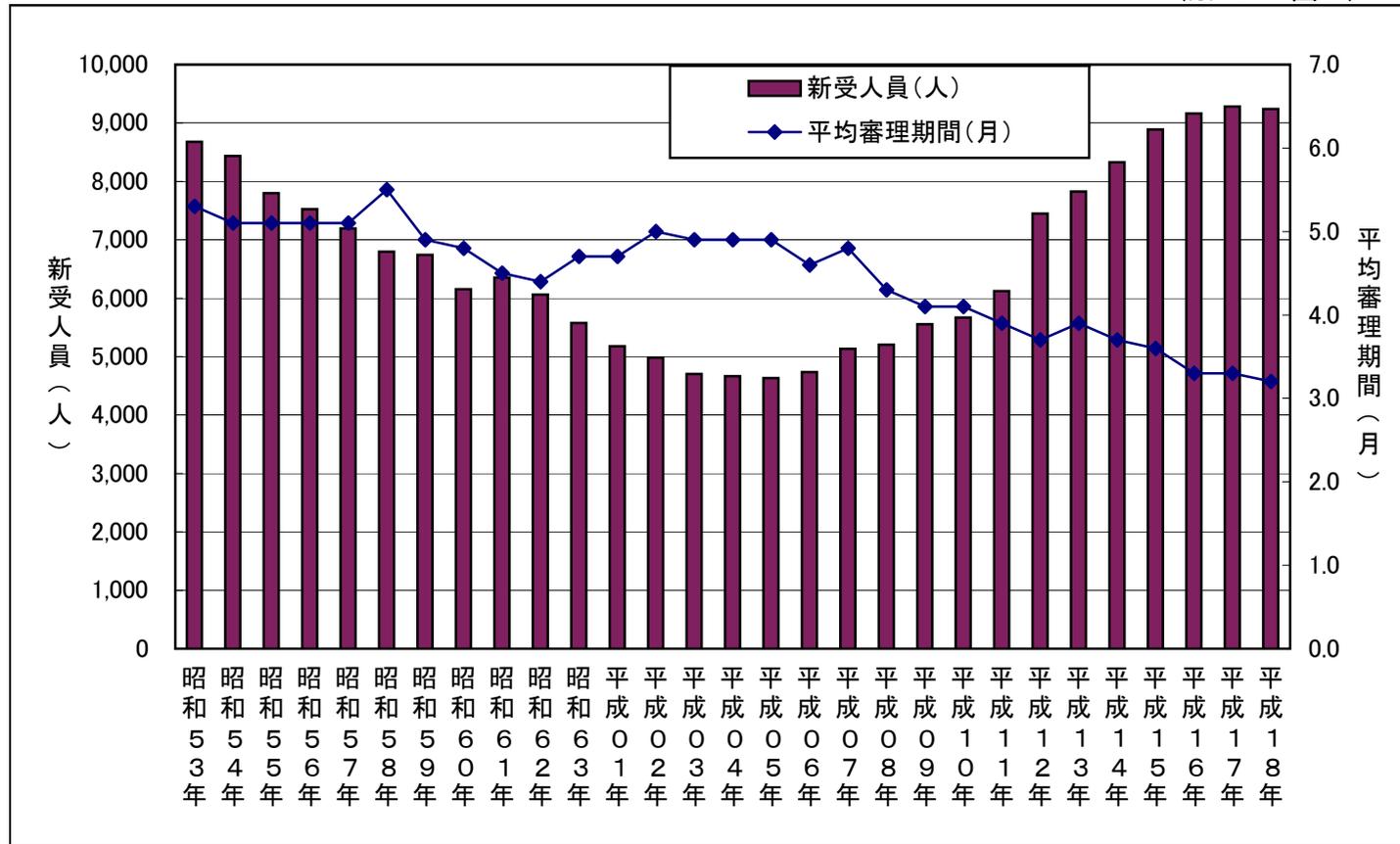
【図28】 平均取調べ証人数の推移

(※P208-図66)

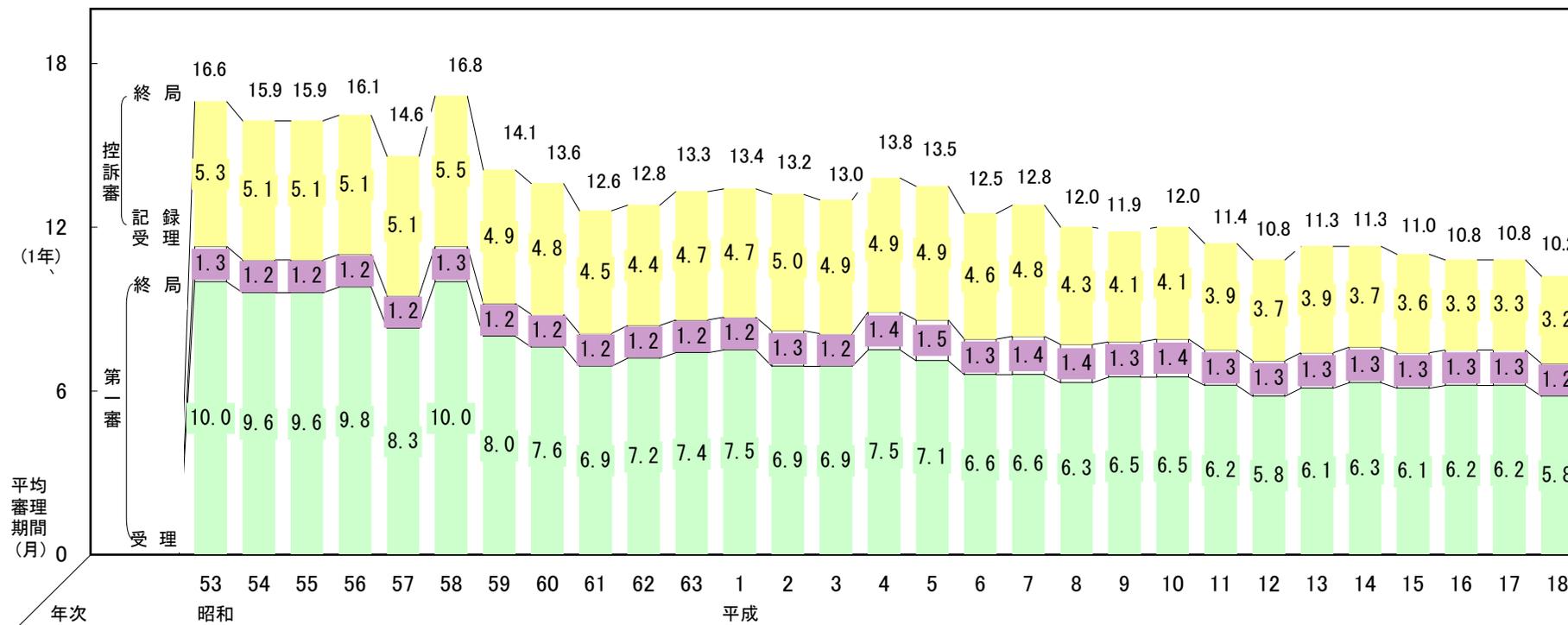


【図29】 新受人員と平均審理期間の推移

(※P210-図69)

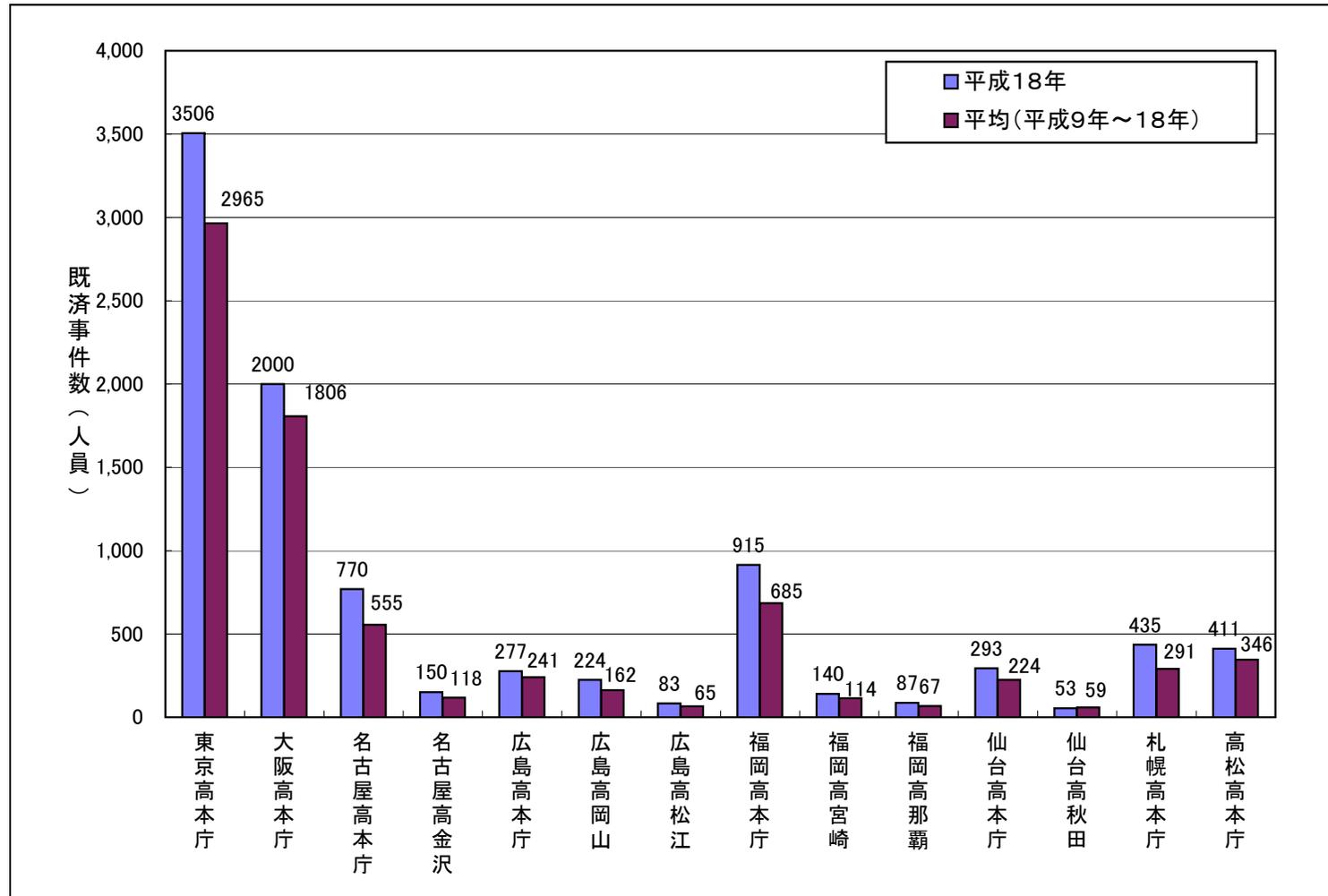


【図30】 審級別の平均審理期間の推移



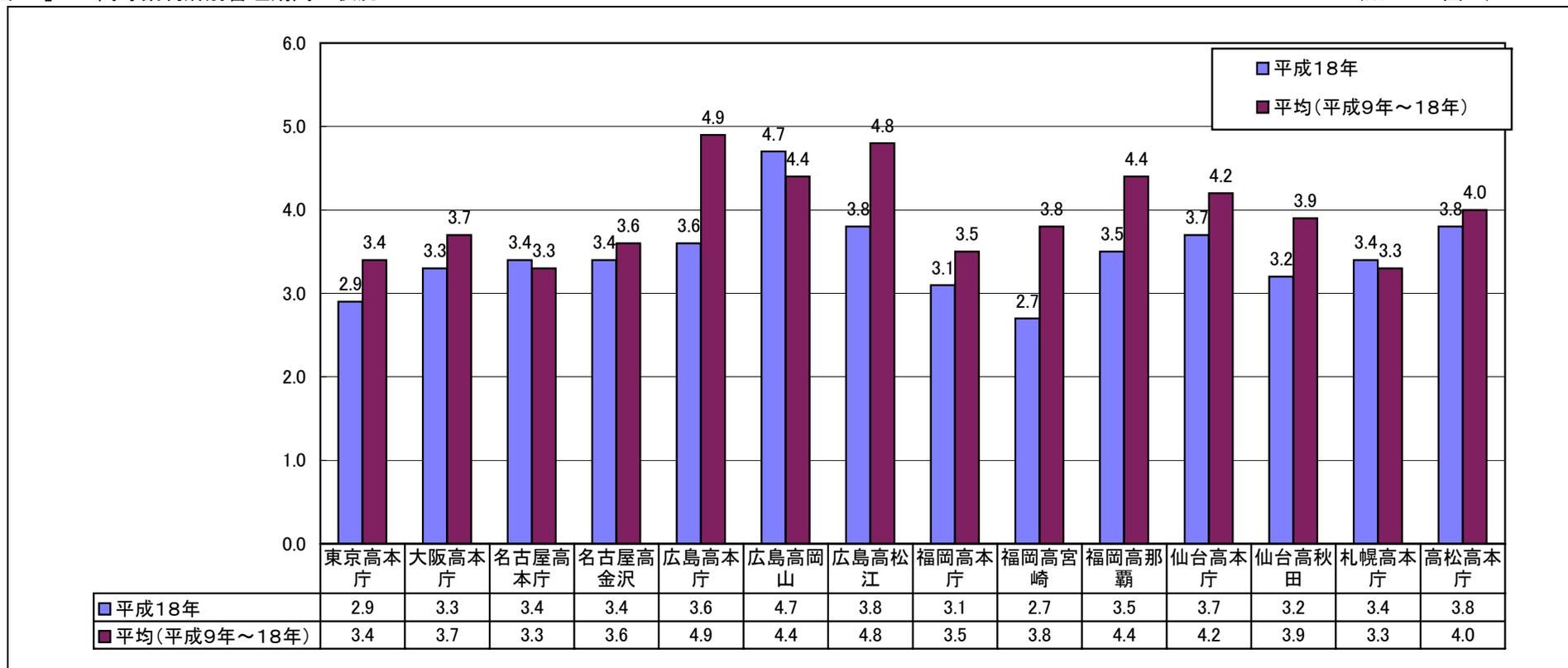
【図31】 高等裁判所別事件数の状況

(※P219-図87)



【図32】 高等裁判所別審理期間の状況

(※P219-図89)



【図33】 高等裁判所別開廷回数状況

(※P221-図91)

